

---

令和4年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第6日)

令和4年3月15日(火曜日)

---

議事日程(第6号)

令和4年3月15日 午前8時58分開議

- 日程第1 一般質問
1. 松蔭 茂 議員
  2. 桑原 三平 議員
  3. 藤升 正夫 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 桜下 善博 議員

- 日程第2 議案第34号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 松蔭 茂 議員
  2. 桑原 三平 議員
  3. 藤升 正夫 議員
  4. 河村 隆行 議員
  5. 桜下 善博 議員

- 日程第2 議案第34号 吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 

出席議員(12名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君  | 2番 村上 定陽君  |
| 3番 三浦 浩明君  | 4番 桑原 三平君  |
| 5番 河村由美子君  | 6番 松蔭 茂君   |
| 7番 河村 隆行君  | 8番 大庭 澄人君  |
| 9番 藤升 正夫君  | 10番 中田 元君  |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |
- 

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	永田 英樹君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

---

午前 8 時 58 分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程に入る前にお諮りをします。先ほど朝礼でお伝えしたところですが、昨日 3 月 14 日の一般質問において、11 番、庭田議員から一部不適切な発言があったので、取り消したいという申出がありました。

ここでお諮りをします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、庭田議員からの発言の一部は、会議録及びCATVから削除することに決定をいたしました。

---

**日程第 1. 一般質問**

○議長（安永 友行君） それでは、日程第 1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。7 番目の通告者、6 番、松蔭議員の発言を許します。6 番、松蔭議員。

○議員（6 番 松蔭 茂君） それでは、質問を行います。

2 点通告してあります。1 点目は、SDGs の取り組みはということで、2015 年 9 月に国連本部で採択された「持続可能な開発目標」SDGs は、国、各自治体、企業、教育機関、個人等に共通する共通目標であります。このままの生活水準で地球資源を使い続けたら、2030 年

には地球は2つ必要になると言われています。誰もがすぐに行動を起こさないと、今の子どもたちの将来は大変なことになります。

既に廃プラスチック、CO<sub>2</sub>排出問題、それに伴う気候変動、食料問題、エネルギー不足等問題は山積しています。個人も自治体もすぐにでも行動を起こすべきであります。町はこれに関してどのように考えているか。既に行動を起こしているもの、起こそうとしているものはどのようなものであるかをお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） おはようございます。本日もどうかよろしく願いたします。

松蔭議員の1点目、SDGsの取り組みはということについてお答えをしたいと思います。

現在策定中であり第2期吉賀町総合戦略におきまして、基本理念を「50年後の子どもたちが笑顔で暮らせる社会の創造に挑戦します」といたしまして、誰もが住みやすいまちづくり、自然環境を大切に、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくこととしております。

こうしたまちづくりの基本理念は、SDGsの理念とも合致することから、総合戦略の各施設にSDGsの該当目標とのひもづけを行っておりまして、総合戦略を進める中で着実な取り組みを行う計画でございます。ひもづけというふうな表現をさせていただきましたが、先般、全員協議会でも配付をさせていただきました総合戦略の冊子の中には、17の持続可能な開発目標のアイコンがそれぞれ付してあったかと思えます。そうした形で関連があるということ表現をしているということでございます。

さて、持続可能なまちづくりに向けては、議員の御指摘のとおり様々な課題があると考えております。御質問にありました廃プラスチック問題につきましては、マイクロプラスチックによる海洋汚染問題や諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が本年4月から施行されます。これまで分別方法の周知徹底・適正処理により排出抑制・再資源化を図ってきましたが、今後は全てのプラスチックについてリサイクル等を推進するために、新たな分別方法など見直しを検討していく必要があります。鹿足郡不燃物処理組合を構成する津和野町はもとより、益田市とも足並みをそろえ、適正な処理に取り組みたいと考えているところでございます。

また、CO<sub>2</sub>排出削減などの地球温暖化対策につきましては、町として直近では、役場庁舎をはじめとした公共施設への高効率な省エネ設備や太陽光発電・蓄電設備などを導入しましたが、全ての公共施設を対象に検討するなど、さらなる取り組みの強化が必要と考えております。

今後の取り組みといたしましては、住民、事業者、町、いわゆる行政でございますが、こうした三者が一体となりまして、町内全域における温室効果ガスの排出抑制等の取り組みを進めるため、今回のこの定例会のほうへ上程をさせていただいております。吉賀町環境保全推進協議会を

中心に様々な組織、団体の皆さんより幅広く御意見を伺い、検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 今、町長は50年後と言われましたが、国連においては2030年、もう7年、8年かというふうな、それほど今切羽詰まった状態なんです。これが国連で採択されたのは2015年ですから、これも7年ぐらいたつとる。既に2020年の目標もあって今その目標達成したのもあるようですが、この17項目の中にターゲット、要するに的を169じゃったかな、169ある。だから、さらに実現に向けてやりやすいというか、目標が決まるとるわけじゃから。ということなんで50年後では遅い。それまで地球が2つ要るということは、地球がなくなる。地球をもう一つ持ってくるわけにいかんのでという意味なんです。

なぜかといいますと、国のカーボンニュートラルという、脱炭素、これを云々というふうに言われたが、これも2050年。それまでにもつかどうか。そのカーボン、CO<sub>2</sub>を減すだけということではなしに、資源がなくなる。地球が2つ要るということは、今の大量生産、大量消費、大量廃棄、これが今当たり前になつとる。というふうなことでこの辺もよく考えて。これは日本だけじゃなしに、吉賀町だけじゃなしに、個人個人が、企業も、自治体も、それも一緒になっていかんと、あれはよそがやりゃええとかそういう問題じゃないので、町としては個人に、あるいは企業がやれば支援する。町が何もかもできるわけがない。17項目あって、その中の169ターゲット。もう一度町長、その辺の考えを、緊急になつとるなというので、のんびりというたら失礼かも知れませんが、のんびり構えとったんじゃできない。早速今日からでもアクションを起こすというふうなこともなげにゃいけんのだと思うんですが、その辺をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 私がさっきここで答弁をさせていただいた2050年というのは、総合戦略の基本目標の理念の中で、50年後の子どもたちが住み続けられるようにということでございますから、当然SDGsの目標は、2015年の国連のアジェンダで採択をされて、2016年から2030年までの15年間での開発目標、全世界でやっていきたいと思いますということですから、当然2030年がこのSDGsの開発目標の到達点ということは間違いございません。2050年というのは先ほど言いましたように、総合戦略での基本理念の部分での50年後の子どもたちが住み続けられるようにという表現でございますので、これはまたお配りをしております総合戦略のあの冊子でいま一度御確認を頂きたいと思っております。

それから17の開発目標、それから169のターゲットがあるということございまして、目指すべきところが多様化してかなりのものがあるということ。さっき議員が言われたように、それをすべからく行政がやるとかそうしたことなく、ただ、その範囲の中では、行政が対

応できるものもあれば、民間とか企業の方がやれる部分に対して行政が幾ばくかの支援をしていくということも当然あります。ですから、そこら辺りをしっかり精査をさせていただいて、行政のほうは取り組みをしていかなければならないかと思います。とはいいいながら、2016年からいっても今年が2022年ですから、かなりの年数がたっているわけでごさいます、行政のほうもこれまで何もしていなかったかという決してそうではありませんで、これは施政方針の中にも明記させていただいておりますが、環境問題も今回はこれまでになく、色濃く、施政方針の中に落とし込みをさせていただきました。11ページのところを見ていただければしっかり書いてあります。そこの中の後段の部分に再生可能エネルギーの話もさせていただいて、環境問題の一つなんです、太陽光発電やそれから木質バイオマスストーブ、太陽熱利用によるシステムに対しての行政的な支援をしていく。それから、先ほど答弁をさせていただきましたように、公共施設の中での対策ということになると、いわゆるハードの部分になろうかと思えますけど。まず行っておりますのは、こうした照明のLED化、それから、これまで予算も可決させていただいて工事が終わりましたが、公共施設、今指定管理に出しております、ゆ・ら・らであったり、それから柿木のふれあい会館の環境省の補助金を使った、交付金を使ったZEB化事業。こうしたものも全て環境問題、このSDGsにやはり関係がしてくるんだと思います。さらに加えて、今回上程をしております環境に関する協議会を設立をさせていただいて、環境全般についての官民挙げた意見を交わすプラットフォームをつくろうと、こういった計画でございますので、これまでも数年前から取り組んでおりますし、現在も取り組んでおります。それから、今からやろうとすることもあるということで御理解を頂きたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 総合戦略の中の50年と、このSDGsの2020年というの、2020年がゴールなんです。要するにそれまでずっと走り続けていく、それが一応ゴールということで、最後のGがGoalsになつとるわけなんで、それまでにやっつけていかにゃいけん。そのときになってやるんじゃなしに、それまでにやっとなないけんのが現在なんです。これは先ほどおっしゃいましたが、子どもたちの将来のためにというのが大きな目標の一つでありまして、その辺も今実際やつとる。先ほど省エネとかそういうの言われましたが。もともと大量生産、大量消費、大量廃棄、一時消費は美德などと言われて何とかというちょっと忘れましたが、企業が水道経営学とか何とか。要するに物は、水道の蛇口を開いたらダーダー出るぐらいに今やるんだというふうなことで、消費は美德、消費者は王様と言うてどんどん使わせてきた。それは裕福になったからでもありましようが、その結果が今なんです。それでそういう3R——リサイクル、リユース、リフォーム——この精神、これをやっぱり今からでもすぐに取りかかるべきじゃないかと思うんです。よその国、ケニアじゃったですかね、女性の方でマータイさんという人が、

「もったいない」というのを国際語にしてしまった。だから、もったいない精神を持っていかんと、地球はもたない。吉賀町がもたないという意味でございますので、具体的に今、さっき言われたLEDの問題。今非常にイノベーションによって、LEDなんか昔は電球、電球が白熱灯がLED、これ電子回路ですね、熱から電子回路の、回路じゃなしに、そういうイノベーションでどんどん変わっていくわけではございますが、やっぱりまだ十分でないところがある。プラスチックの問題にしても、先ほどおっしゃいましたが、プラスチックが出た頃には、私たちが子どもの頃には、いいものが出た、これはすばらしいというふうなことでどんどんプラスチック製品が出てきた。それまで使っておった竹細工の皮とか、実とかそういう木工、竹細工は全然見向きもされんようになってしまった結果が今。何で廃プラスチックがいけないと。皆さん御承知だから、がたがた言うこともないんですが、あのプラスチックが海に、結局ごみが集まるところは海なんで、それが物すごくマイクロプラスチックということで、魚だけじゃなくて生物がそれを食べて死んでいく、絶えていく。そういう状態なんで、出口のほうからやっていかないけん。先ほど言われたんでそれはいいんですが。何ぼか具体的にこういうことをやると、もう少し、もう一つか二つ。それを町民の皆さんにどこまで宣伝というかするの。その辺もう一つお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 環境問題とか今回のSDGsもそうなんです、計画の中に落とし込んで今実施をしております。2017年から2026年までの、昨日もちょっと答弁させていただきましたが、町のまちづくり計画がまず一つはございます。こちらの中に、当然、快適で安全に暮らせるまちづくりというカテゴリの中で、廃棄物の減量化とか再資源化の推進というところ、さっき議員のほうからも御紹介ございましたが、3Rの件ですね。これもしっかり明記をさせていただいて、その3R活動の推進というところで、日常生活における自主的かつ積極的な3R活動の取組を促進をします。これは日常生活の中で、例えばエコバックを持って買物に行きましょうとか、こうしたものもそうしたものだと思います。私も最近では自分でスーパーなんかに行くときには、自分でマイバックを持って行きますが、そうした運動も今、特に女性団体とか消費者団体でエコバックを差し上げてその袋を持って歩くというのがかなり主流になってきましたけど、そうしたこともやっておられますし。それから、ごみの分別方法の検討と啓発周知に努めますという目標もあります。これもまさに不燃物処理組合なんかもそうなんです、そうしたところからアナウンスもさせていただいて、ごみの量を少しでも減させていただきますというところで、町の広報でも、幸地にあります不燃物処理組合、リサイクルプラザのPRとか広報活動もさせていただいて、ごみを減らす、それから再利用する。そうしたことを、まさにもったいないとかそういうことですが、そうした広報もさせていただいております。

それから、先般説明をさせていただいた、今度は来年から向こう5年間の総合戦略の話になる

うかと思いますが、こちらのほうでもしっかりアイコンを付させていただいて、環境に配慮した社会の形成をしますという大きなくりの中で、2つの大きなことを引き続きやっていきましょうと。

一つは、脱炭素と再生可能エネルギーの導入ということで、総合戦略ですから、重要評価の業績の評価指標、目標を立てます、KPIというもの。この部門でいうと、木質バイオマスストーブの設置補助件数を年10件にしましょうとか、それからもう一つは、ごみの減量化・再資源化の推進なんですけど、ごみの分別を徹底してごみの排出抑制、再資源化を推進しますということで。

これは、こちら側の見立てなんですけど、1日1人当たりの可燃ごみの排出量というものをKPI、目標に掲げていまして、令和2年度の実績で大体1人1日当たりが504グラムだそうです。これをこの総合戦略で令和8年度の実績としては、目標値を504グラムを454グラムにしていきましょうと。1人当たりでいうと数十グラムですが、これが人口6,000人ということで換算をすると膨大な量になるということですから、少しずつできるところから皆さんで取り組んでいきましょうというアナウンスも、今月中にこの総合戦略確定しますから、今度は行政の施策の部分で皆さんに周知をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 確かに今いろいろなことやっておられることは承知しております。ただ、もう少し具体的にということと、PR、皆さんに訴えて、吉賀町としてこういうことをしていこうじゃないかという、それが欲しいんですね。看板立てるのもええでしょうし、常時、さっき言いました3R。私は以前から個人的にはやっておるんで、皆さんが粗大ごみのときに、いいものがいっぱい、いいものというのはまだ使えるもの、いいというのは個人の判断ですが、まだ使えるものがいっぱいある。それを全部崩して埋立てにするかどうかで再利用、あるいは、いよいよ使えんようになるまで使うというのが3Rの精神なんです。私は個人的にそれやっとするもんじゃから、物がたまる。物がたまるとみんなが非難する。何をようけためよるんか。これはその精神でやっとする。ちゃんとした理念があってやるんで、別に欲しいからというんじゃないし、もったいないということと、今のような資源を無駄にしないということをやっとするんであって、確かに整理整頓が悪いから、おまえんとはごみ屋敷じゃ何じゃかんじゃ言われて、実際そうやって言われとる。それで保健所からは、これは不法放棄、そんなこと言われとるんですけど。実際にそういうことやっていかんと、私一人の力ではできない、限りがあるんで。ぜひ町長、何か町としてこれをターゲットにして、これをどんどん推進するんだということ、17項目あって169もターゲットがあってそれ全部ちゅうことはできないから、よその企業なり自治体なり、あるいはNPOとかそういう団体もやっとするんですね、今。それをここでやろうという町長のビジョン、何か一つ決めてもらうこと、それは方法もね。何々の町ちゅうよく看板が出とる。看板

だけじゃ駄目かも分かんけど、何か皆さんが常にそういうことを心がける、考えるようなものが欲しいんですが、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議員さんの御事情のところはコメントは控えますけど、SDGsの部分は、これは私自身の反省でもありますけど、これはこうしたことが叫ばれてから吉賀町の場合は、恐らく民間のほうが先行して対応されて、行政のほうは少し立ち遅れがあったというふうに私は、それは反省をしております。そこを否定するものではありません。ですから、これまで申し上げておりますように、まちづくり計画であったり総合戦略であったり、ほかの計画もたくさんありますが、アジェンダで採択されたのが2015年ですから、7年前ですよ。7年前から今日に至るまで、行政があまりそこへ、吉賀町の場合はですよ、そこへまだ言及してなかったというのは事実だろうと思います。ですから、今回総合戦略の最終の素案のようなものを議会にお示しをしましたが、その中で初めて、さっき言った17の目標のアイコンが落とし込みができたという状況ですので、まだまだスタートラインに本当立ったばかり、今からやることはたくさんあると思います。ただ、17全て、169のターゲット全てできるというものでもございませんし、守備範囲も違いますから。行政といたしましては、できることを少しずつやっていく必要があると思います。

御提案のあった、何々推進の町とか、そうした宣言の部分の意味だと思いますが、これは今回議決を頂ければ、その協議会も立ち上げができませんので、皆さんのほうのいろいろな御意見を頂きながら、町民の皆さんに周知なり御協力をしていただけるのは、どうした方法がいいんだろうかということも少し投げかけをさせていただいたらなと思っております。

それから、町民の皆さんに対してのふだんのことにつきましては、あまり大上段に構えて、SDGsだからとか環境問題がということになると、町民の皆さんの立場になって考えると、少し引き加減になるかなというようなことがありますので。私は日常的なことでは、ごみの分別方法であったり、それから5月ぐらいになると各自治会で環境美化のごみ拾いとかなど随分やっていますが、そうしたことに取り組んでいただくことであったり、それから当然沿道へのごみのポイ捨てであったり不法投棄はしない。こうしたことをお願いをさせていただいたり、あるいは教育現場あるいは社会教育の現場では、環境教育について取り組みをするような、そうしたソフト面でのお願いを日常的にやはりやっていくのが一番私はいいかなというふうに思っています。そうしてこの町全体で3Rとかそうしたことが浸透して、結果的に2030年の令和12年が最終年度になりますけどSDGsでは、そこに向けて吉賀町がそこまで少しでも成果が上がるように、効果が上がるように取り組んでいかなければいけないというふうに考えているところでございます。



○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ぜひいろいろな、先ほど言いました、2050年では遅過ぎるんで、それがゴールと思うんですが、早急にやるように目標達成ができるようによろしく御努力ください。

次の2点目ですが、巨大風力発電所の建設はいかにということ、巨大風力発電所が町内の一部地域を含めて建設を計画されているようであります。自然エネルギー利用としては有用ではあると思うんですが、反面、数々の被害も想定されています。自然破壊、健康被害等、深刻な問題が発生すると予想されております。健康で安心安全なまちづくりを目指す町としての対処はどういうふうにご検討されるか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、巨大風力発電所の建設はいかにということでお答えをしたいと思います。

今回、議員のほうから、これはあくまで仮称でございますが、西中国ウインドファーム事業についての御質問を頂きましたので、初めに私のほうからこの事業の直近の動向について、まず説明なり御報告をさせていただきたいと思っております。

本事業につきましては、東京に本社がございます電源開発株式会社が計画している事業でありまして、吉賀町、それから山口県の岩国市、周南市の境界部を事業想定区域として、4,300キロワット程度の風力発電機が最大で33基設置される計画というものでございます。

本事業につきましては、環境影響評価法に基づく環境アセスメントの対象事業でございます。環境アセスメントは、事業者が事業計画を作成する段階で、環境影響についての調査、予測、評価を行うとともに、環境保全対策の検討を一体として行うことによりまして、その結果を事業計画や施工時の環境配慮等に反映するものでございます。

環境アセスメントの最初の手続きであり、配慮事項の検討結果を取りまとめた配慮書、この配慮書の縦覧が、昨年令和3年11月9日から12月8日にかけて、役場両庁舎と朝倉公民館において行われたところでございます。縦覧期間中は、配慮書に対する意見等を自由に述べるができるようになっておりまして、様々な意見が事業者へ届けられる仕組みとなっております。

また、本町に対しましては、島根県を通じて意見照会がございまして、昨年の12月8日付で配慮書に対する吉賀町としての意見書を提出させていただきました。その後本年になりまして1月12日付で島根県から事業者へ意見書が提出されております。このほかにも山口県、環境省、経済産業省からそれぞれ事業者へ意見書が提出されているようでございます。

今後、事業者は、これらの縦覧時の意見や自治体、国の意見を踏まえ、事業計画を策定し、環境アセスメントの項目や方法の案を定めた方法書、こうしたものの作成・縦覧を行います。現

時点では事業者からは、この方法書の縦覧について、来年、令和5年になりますが、令和5年3月頃を予定していると連絡を受けているところでございます。

本事業の予定出力規模は14万キロワットを超えておりまして、これは日本全国で最大級の規模となります。発電機1基当たりの出力は、先ほど申し上げましたが、4,300キロワット。規格でいいますとローター径、回る部分ですけど、最大で130メートル、それからブレード上端の最大高さになりますが、176メートルという規模のものは全国でも設置例も少ないことから、人体への健康被害や生態系への影響、景観、防災への影響などが危惧されておるところでございます。

町といたしましては、まずはこれまで寄せられた様々な意見が、方法書にどのように盛り込まれているかをしっかり精査をしたいと思っております。その上で、人体への健康被害や生態系への影響などについて、地域住民の理解が得られず不安が払拭できない場合には、配慮書に対する町の意見書の中で、風力発電施設等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し、基数、発電機ですね、この基数、数の削減及び事業の取りやめを含めた抜本的な事業計画の見直しを行うこと。こうしたことを述べて意見書を提出をさせていただきましたので、事業者に対してはしかるべき対応を求めていくという姿勢でございます。

今、最後に申し上げた文面でございますが、これを先ほど言いました、吉賀町町長名で意見として島根県知事のほうへ提出をいたしました。その文面を大方吸収していただいて、島根県知事が1月12日に、今度は島根県知事名で事業者のほうへ提出をしたということでございますので、私はこの町の意見書の内容は、町のホームページにも掲載ぶら下げておりますので、また御確認を頂いたらと思っております。

これまで何度もお話もさせていただきましたように、現状はまだ全体像が明らかになっていないという状況でございますので、まずはしっかり調査をしていただく。そして、その調査内容をすべからず情報公開をしていただく。それをまずお願いをするということと、もう一つのスタンスは、今回吉賀町は高津川流域の上流域を預かっておりますが、今回のこの事業によって、中流域の津和野町あるいは下流域の益田市、この益田圏域全体にどういった影響があるのかということもしっかり調査をしていただいて、明確にして情報公開をしていただきたいということも併せて意見を述べておるところでございますので、これからまた今調査が始まっていると思っておりますけど、方法書の提出に向けていろんな調査をされると思っておりますが、次の段階でまた意見を求められる場面がございますので、これまで町として申し上げた内容についてどれだけ反映をされているかということをしっかり見定めて、次の段階でまた検討させていただきたいという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 今の町長の御返答を頂きまして、少し安心した。少ししたという

のは、これもしできたなら、事業者はいろいろな戦略、戦術を用いて、金もうけでやるわけですから、要するに福祉のためにやるわけじゃないので、何が何でもやるというふうになっていくと思うんです。もしできたなら、さっきから言われるように健康被害、もちろん自然破壊とか動物生態系の問題があると思いますが、健康被害が一番怖い。これは低周波、低周音波かな、音波ですね、電磁波じゃなしに音波じゃから、それが物すごく低い。要するに私の声のように低い。うーというような音がずっと。それで、これの説明では、2キロぐらいまでが影響あるであろうと。これ何があるかといったら、睡眠障害、要するに精神的なものが障害を受ける。これ大変なことですね。早う言えば、町長最後言われた中止とか、場所を変えるといっても、またよそへ行ったらよそでまた問題ができるわけなんで、再生エネルギーについてのこの風力発電というものは、私はエネルギー問題については本当にいいこととは思いますが、何でもええところがあると悪いところがある、相反するところが。今は自動車の世の中。自動車は本当に便利になった。よそへ行くのも簡単に行ける。ところが、事故がどんどん増える。事故が増えて人命が奪われるから、自動車やめようというわけにいかない。それが世の中でございましてね。

それで、この健康被害の問題というのは、この前、先月の2月26日に講演会があったんですよ、風力発電についての。そのときには地元の者はもちろんですが、岩国市の市議員とか県会議員が何人か来ておられましたが、岩国市、周南市ですね、あの辺の上のほう、米山トンネル、要するにあの辺らしいんじゃないけど、あの2キロ以内に吉賀町の人に住んでおられる方もおられる。それで、あのときに質問とか意見交換という場があったんですが、そのときにIターンの方がたくさん来ておられたけど、ある人が、私は子ども3人、女の子まだ小さい、保育園行くか産まれたばかり。吉賀町は安全で暮らしやすいということで来て、ここで骨を埋めるつもりで来たんじゃないけど、もしそういうことが出て、それは朝倉に住んでおられるんだけど、健康被害が出て子どもたちにそういう——音波によるから、感じない人もあるかも分からん。だけど、感じる人はそういう睡眠障害。睡眠障害は怖い。これは認知症どころじゃない、ちょっと今いけんかも分からんけど。とにかく若いときから睡眠障害で精神的にまいる人もあるわけです。以前もここに、今の田丸にあるカントリーエレベーター、あれをつくるときにもそういう問題が出たことがあります。あれは地元の人が大きなモーターの音があつては、ということだったんですが、どういうふうに解決したんかよく分かりませんが、あんま被害としてなかったんかも分かりませんが。これは事例がいっぱいある。この辺では浜田辺りに風力発電。実際そこの辺の方の被害があるかどうかよく調査されて、全国的にも随分あちこちにあるから、その上に立って町長ははっきり、もし1件でもと言えおかしいが、あれば、即刻そういうものの計画中止を求められるべきだと思います。せつかくIターンで吉賀町が住みよい安全な町だということによそから来られて、その人がもしそういうことになると、今度は吉賀町は駄目だということになると風評被害ですね。



から、それを否定するものでは決してありません。ただ、住民の皆さんに対して不利益があったり、それから影響が及ぶものについては、やはり地域の皆さんの命と健康を守るという第一義的な責任がございますので、慎重に対処していかなければならないというふうに考えておりますので、そうしたスタンスでこれからもこの件については対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） ぜひ起こってからじゃ遅い。今のように持続可能じゃないけど、一旦そうなると、孫、子の代まで影響出るわけですね。それと、これも例の原発の事故のように、あれは原発が悪いのじゃない。それを制御する、要するに核分裂しとるわけじゃから、その制御する設備が水によって冒されて電気が行かなくなった。制御するのに電気が要るわけで、その電気を送電することができなくなったら、制御不能で今のようにメルトダウン。どんどん今増やしておるようですが。今の風力発電も恐らく電気を起こすんじゃないけど、その電気を使うんじゃないしに、また別に電気を送っちゃらにゃいけん。なぜかという、大風が吹くときにこうなるとたら倒れちゃうかも分かん。だから、羽は動かす、あるいは方向をやるために外部から電源をもってやらないけん。それ電源がもし切れたら大きな被害が出るという、健康被害というそういうことも想定されるので、どちらかといえば、どちらかといわずに、町長の心打ちでは中止、この地区では駄目だというふうなことを心の中に持っておられるべきだと思います。今の再生可能エネルギーということで国策ではありましようが、確かにエネルギーというのはつくるわけにいかない。今ここにある電気も元をただせば太陽なんですね。太陽のエネルギーがいろいろな形で変わって行って、熱とか光とか動力とかに変わって、主に電気なんです。それが今こういうふう。だから、エネルギーは生み出すこともできないし、なくすこともできないというのが、エネルギー不滅の法則という、私もよく分かりませんがあるようなんです。ですから、風力発電云々というのも、小さな風力発電なら大いに結構と思うんですよ。低周波が出ない。出ても小さい。大きいからそういう低周音波が出る。それで、2キロ以内ということになっとるけど、これは気候条件によって変わってくる。谷間とか、音波じゃから遮ることもできるけど、どこへ行くやら分からない。四方に行く。それが谷間に反射して曇った日には雲へ反射して返ってくる。よくありますね、雨の日は遠くのほうへ聞こえるとか。そういうふうな形で2キロ以内というのを、まず業者のほう勝手に、勝手にじゃないけど、何かのデータでやっておられると思うんですが。業者は金もうけのためにやるんじゃないから、手段を選ばない場合もある。その土地をまず買収せないけん。そうすると、誰も金には弱い。それから、特に地元の方は、地権者はここにおらない人もおって、山が今価値がないということで、何ぼ何ぼで売るけ売ってくれと言うたら、ええよという可能性もあるわけなんよね。それを個人のことやから、行政が売らないようにしてくれという

わけにはいかないでしょうが。まず、町長の腹の中に、ああいう環境破壊の原因になるものは全て入れずというふうな形で物事を進めていってもらいたいと思っております。最後だけ一つ。言いたくなかったらいいです。要らんことを言うなちゅうて言われたんじゃやれんので。どうですか、ありませんか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議員さん、私に何を言わせたいのか分かりませんが、先ほど最後のところで申し上げたとおりです。再生可能エネルギーというのは、本当に今おっしゃられたように国策ですから、決してそれを否定するものではありませんが、やはり地域に住んでいる皆さん、それに対して不利益であったり、それから原材料があるのであれば、そこはやはり慎重に対応したいというスタンスでございます。

今回の事業に対して、マルかバツかというようなそうした発言を求められているのかも分かりませんが、今は冒頭申し上げましたように、意見書を提出させていただいて、それを知事を通して事業者にもその意見は今届いておりますので、それに向けて次なる今度は方法書の提出の段階になるわけでございますから、またその段階で、これからの経過を見ながら、結果を見ながら検討もさせていただきたいという思いでございます。あくまでも慎重に対応させていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） またエネルギー問題については、私も少しは勉強したところもありますから、また次の機会に町長のお考えを質問したいと思っております。

これで終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で7番目の通告者、6番、松蔭議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前9時54分休憩

.....

午前10時04分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

8番目の通告者、4番、桑原議員の発言を許します。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 私は2点ほど通告しておりますが、この2点ともいずれも施政方針の中から抜き出したものでございます。

まず、質問を始める前に、現在報道されていますロシアのウクライナ侵攻に対して、この暴挙に強く抗議いたすとともに、ウクライナ住民の方に一日も早い回復、希望を持てるよう祈念してやみません。

それでは、1点目の男女共同参画は行政からという質問をさせていただきます。

令和4年度、課が新設。そして、町の状況を見ますと、管理職に対して女性の登用が少ないと思われる。このことについて、町長の考えと取り組みについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桑原議員の1点目でございます。男女共同参画は行政からということについてお答えをしたいと思います。

現在、平成30年4月から令和5年3月までを期間とする「第2次吉賀町男女共同参画計画」の期間中でございますが、当該計画、また令和7年3月までを期間とする「第3期吉賀町特定事業主行動計画」において、管理職に占める女性職員の割合の目標値を30%と設定しています。現状、管理職に占める女性職員の割合は10%にとどまっていますが、これは常勤職員に占める女性職員の割合が30%ほどであることや、相応の勤務年数と経験に達した職員が必ずしもいるわけではないというようなことが影響しているということでございます。

御質問の管理職による女性職員の登用についてでございますが、性別による固定的役割分担意識を是正し、性別に関わらない職務機会の付与など、男女ともに活躍できる職場環境の整備は、行政運営上も極めて重要であるというふうに考えております。こうしたことを念頭に置いて、引き続き対応してまいりたいと思います。

町における継続的な取り組みといたしましては、職員の人材育成、研修等を通じた情報提供や意識啓発を行っております。また、昨年12月には、新たな取り組みとして、私を含め特別職とそれから管理職全員が「イクボス宣言」を行いました。これにより誰もが働きやすく働きがいのある職場環境の重要性を認識し、構築していくきっかけになればと期待しているところでもございます。

今後も様々な取り組みを通じ、男女共同参画の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 施政方針では、4つの基本目標を定め、「男女が共に担う地域づくり」を進めてきましたと、「働く」という女性の社会参画は当たり前になりつつありますが、給与所得の男女格差、管理職の女性割合、夫婦の家事・育児時間、政治分野の女性割合など、様々なジェンダー・ギャップは依然解消されていません。今後は、特にこのジェンダー・ギャップの解消に焦点を当て、社会のあらゆる分野でも、誰もが自分らしく生き活きと暮らすことができる地域づくりを進めていきますと。

そこで、先ほど言いましたように、吉賀町において、町の行政の内部に限っても、先ほど言ったように、そうした女性の管理職の登用、職員は会計年度任用職員合わせてかなり女性の方がお

られます。そうした会計年度任用職員さん、また、そうした職員さんの女性の中から正職にでも登用できるような道はできないものか。特に管理職になったらまた経験年数等あるわけですが、そうした分野において実力を発揮できる、そのような登用の道はあるのかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今吉賀町でも会計年度任用職員の方たくさん雇用をしております、とりわけその比率でいうと、恐らく女性の方が大半だろうと思います。特に今は、昨年からコロナの予防接種の関係で会計年度任用職員の方には頑張っていたいただいてまして、現在もその3回目の接種に向けて、毎日本当に休む暇もなく今頑張っていたいただいているところでございます。そうした会計年度任用職員さんの中から正規職員への登用というそのお話でございますが、これはやはり採用に際しての中立公平という立場がございますので、今公募方式でやっておりますが、そのまずは採用試験等を受けていただくということが対外的にも必要な部分だろうと思います。

あと正規職員になった女性の職員を管理職への登用と、この次のステップの話でございますが、先ほど申し上げましたように、私、副町長、教育長をのけた、現行今、いわゆる管理職でいいますと10名おられまして、そのうちの1名が今女性職員ということで、先ほど言いましたように、登用率ということでいいますと割合はちょうど10%でございます。

今、吉賀町ではその目標を30%、吉賀町では男女共同参画の計画を持っておりまして、これがちょうど来年度、令和4年度で計画期間が満了いたしますので、現状のところをどうにか30%まで持っていくというのが目標値でございます。ですから、それに向けてまた近々人事異動のタイミングもございますので、いろいろな方向から検討させていただいて、少しでもそうした、パーセンテージだけが問題ではないんですけど、男女が共に働くそうした職場を目指していきたいなというふうに思っております。

それからもう一つは、管理監督職員女性の比率を30%にという目標値も一方ではございます。これで申し上げますと、職名でいいますと、管理職、課長職がおりましてその次といいますか、あと主査と課長補佐と、それからもう一つは統括主幹という職名がございまして、令和3年、今年度の当初の4月1日現在、昨年の4月1日現在で申し上げますと、今申し上げた監督職員、これの対象が23人おりますけど、そのうちの7名が管理監督者、主査、課長補佐、統括主幹が監督の業務も行う職員というこうした範囲になるわけでございますが、このパーセンテージでいいますと30.4%。ですから、管理職は現状は10%ということでございますが、監督職員ということでいうと、目標値の30%を今クリアしているということでございますから、そうした年齢層のところ、経験年数を積んで次の管理職のところへのステップへ行く、登用しているということになりますので、そう遠くないうちには、管理職を30%ということをお願いしましたが、それがまた達成できたり、ひょっとしたらその30%を超過するというようなときも来るかなと



思っています。これは経験年数が来たからとか年功序列だからということではなくて、これは人事の話でございますから、総合的に判断をする、勘案をした中で、結果的に女性職員を管理職へ登用すると、こういうことになろうかと思えますけど、目標値もございますし、それから申し上げましたように男女共同参画のこともあったり、最近メディアでもたくさん言われています、施政方針にも今回初めて書きましたが、ジェンダー・ギャップのこともやはり取り組んでいかなければならない、まさにそうした時代になっておりますので、今回議員のほうから通告のあった内容については留意をしまいたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 一旦置きまして、二人体制としたい公民館主事についても、女性の登用の考えを教育長にお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 公民館主事の女性登用についてお答えいたします。

現在、6名の公民館主事があり、そのうち5名は女性です。また、募集中ではございますが、公民館主事の希望者、今エントリーシートというので希望をさせていただいているところですけども、その中では女性が1名、男性が1名という状況でございます。

男女共同参画という視点から見ますと、女性の応募、登用は進んでいますが、逆に男性の応募、登用は進んでいないということになります。ただ、公民館ということで館長を含めると、現在男性が6名、女性が5名というふうなことになります。先ほど町長が申されたとおり、教育行政におきましても男女共同参画の視点をもって進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 今まだ二人体制というのは、全公民館なってないわけですし、それで今の主事を募集かけているわけですが、これも私は、先ほど町長も言われました、会計年度任用職員女性の方が多いと。それで、何とか正職にでもなるような、またそうした管理職になるような感じでいけば、正規の職員採用の試験を受けられるような道があると、そういう解釈をしておるわけですが、そうした試験を受けて女性の正職なりそうした会計年度任用職員もたしか試験があるわけでございますので、かなり会計年度任用職員の女性の方にも有能な方がおられると私は思います。そうした方を募集をしてから待っているのではなく、そうした方に試験を受けてみなさい、こういう形をとって、こちらから出向いての要するに職員になる意思を確認するようなことは、今教育委員会ではそういうふうな主事さんに対してはまだ行っていないということでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 今現在、主事二人体制に向けての募集については、いろいろな資質能力を求めるために、まずは人物本位で採用の試験を受けていただきたいというふうに思っております。ただ、それが会計年度任用職員であるか、それから正規職員というふうなところまでは、現在教育委員会では考えておりませんで、まずは会計年度任用職員として採用試験を実施したい。ただ、その中には、先般ございましたけども、社会教育士というふうな称号を得た方も募集の対象にしております。ただ、その方を優先ということではございません。皆、人物本位で採用試験を実施していきたいと思っております。その中で公民館主事の皆さんが本当日々職務に励んでおられますので、そこに対しての研修というふうなところは考えて、その方の能力、資質をさらに伸ばしていきたいと思っているところは確かでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） いずれにしても、職員あるいは会計年度任用職員こうした方に対して、もっと直接というか、そうした声かけも有能な方には行ってほしいと私は思うわけですが、その点、町長どういう考えでおられますか。その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 職員の採用というのは非常にいろいろな御意見も頂いていますけど、やはり一番大事なのは、中立公平に行うということが第一でございますから、これは正規職員の採用であったり、会計年度任用職員であったり、それを問わず広く対象の方に周知をさせていただいて、それぞれの皆さんの個人の思いの中で応募していただくというのが私は本位だと思います。そうでないと、ふさわしい方がおられてその方に応募をしてみてもはどうでしょうかと、受験をしてみてもはどうでしょうかということは、これはやはりやるべきではないと思います。先ほど申し上げましたように、中立公平な採用試験というのが求められるわけでございますので、そうした行為は私はやるべきではないというふうに考えております。それぞれ公募をかけたその内容を見ていただいて、公告の内容を見ていただいて、皆さんの思いの中で自分の思いと合致するところがあれば、そこを目指して採用試験を受けていただく。こういうスタンスが私は正当だと思います。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 男女共同参画はということに対して、行政が音頭を取って、吉賀町という職場の中をもっとそうした男女が共同参画できて、それが行動に移して行って、地域の住民あるいは法人、そして自治組織、そうした形に広がっていくというのがベターなことでありますので、そのことに注意はして男女共同参画について遂行していただきたいと思っております。

それでは、2点目に移ります。やはり施政方針の中で町政を取り巻く諸情勢で述べているうれ

しいニュース。当町の町木である「コウヤマキ」が5月大田市三瓶山で開催された全国植樹祭において天皇陛下お手植えの樹種に選定され、その様子が赤坂御用地から全国に配信されたことで、町内の子どもたちの活躍、そして吉賀高校の全国都道府県対抗eスポーツ選手権で中国四国ブロック代表として成績を収められた。さらに国民体育大会の代表選手に選出されている方が数名おられる。

こういうふうなうれしいニュースですが、このことについて、別に私は水をかけるということではなく、こういうふうな状況をつくった、こういう状況になってきた、これが行政の役割だと考えておるところです。その成果がこうなったんだと。そのうれしいニュースをもっとアピールしてもいいんじゃないかと、こういうことを積み重ねてきた努力だからという感覚を持っておりまして、そのことについて町長、こういうことになったのは、こういう施策を今まで取ってきたというふうな判断よっての取り組みについて、そういった事案について、町長お聞きします。また、今後の支援についてもどのように考えているか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、町政を取り巻く諸情勢を述べているうれしいニュースのことについて答弁をさせていただきたいと思います。

施政方針で述べておりますうれしいニュースでございますが、全国レベルの大会に出場したり、栄誉を受けたりされた児童生徒の皆さんについてでございます。一方、学校で学習や運動に励んでいるその他多くの児童生徒の皆さんも日々努力し、立派に学業を修めておられます。もちろんその中には、鹿足郡やそれから島根県の作品展やコンクール、大会等で見事な成績を収めている子どもさんもたくさんいらっしゃるわけございまして、これも本当に喜ばしいことだと思っております。

さて、今後段で申し上げました鹿足郡や島根県の作品展やコンクールでございますが、毛筆、硬筆、図画、読書感想文、弁論大会、さらには中学校の陸上、バレー、野球等、その多くは学校での学業の延長線上でございまして、学校教育の計画的な指導の成果であるというふうに高く評価しております。この部分については、施政方針のほうには述べておりませんが、このことについても同じようにうれしいニュースでございまして、広く周知をしていかなければならないと考えているところでございます。

ということで、学校教育の計画的な指導の成果であるということでございますが、しかし、前段で申し上げました全国レベルということになりますと、単に学校や教育行政だけの成果とはやはり申せません。吉賀中学校の緑の少年団は、教育活動の一環とはいえ地域とのつながりの中で育まれたものでありまして、柿木小学校の棚田米もまたしかりでございます、同様でございます。

詳しく申し上げますと、吉賀中学校におきましては、平成27年度から産業課と一緒に森林学

習の取り組みを進めておりました、山林での間伐体験や森林と鳥獣に関する話等を通して山林の持つ役割や大切さを学習してこられました。そのことが高く評価されたということです。

また、柿木小学校におきましては、学校はもちろんのことでございますが、丁寧に指導を続けていただきました棚田保全会の大井谷の「助はんどうの会」、こうした皆様の御努力によるものと思います。

町といたしましては、産業課が地元の小学校の調整等に関わってまいりましたが、今後も引き続き支援をしてまいりたいと思います。

さらにテニスやスキーなどの活躍、これは特に国体へ出場をされる、選抜をされるというようなニュースでございました。こうした活躍は、家庭や地域スポーツとつながりの中で育成されたものでありまして、行政としては、施設整備、奨励金など間接的な部分で応援をしているところでございます。

今後は、学校教育についてはもちろんですが、サクラマスプロジェクトの中で育まれる児童生徒の成長を支えるとともに、8年後になりました国民スポーツ大会を見据えながら、地域スポーツの振興に全力を注いでまいりたいと思います。

昨日は別の議員のほうからも生涯スポーツについての御提案なり御意見も頂きました。貴重な御意見だと思います。そうしたことも含めて、タイミングとすれば8年後の国民スポーツ大会もでございますが、それは一つまた通過点でもいいわけですから、そこを到達点にするのではなくて、そこを通過点としてまだまだ先のところを見据えて、それこそ総合戦略の基本理念じゃないですが、50年後もこの町で今の子どもたちが安心して安全に生活ができるようなまちづくりをしていかなければならないというふうに思っておるところでございます。

それから、施政方針の前段であります、御紹介もありました、コウヤマキの件についてでございます。このことは、何においてもやはり有飯地区における地元の皆さんの熱意が成就をした。これに尽きると思います。天皇陛下の結果的にお手植えの樹種に選定をされましたし、記念イベントで知事が自らこの地に足を運んでいただいて出発式も挙行していただきまして、本当にありがたいことではございました。

大田市での植樹祭もコロナ禍で1年延期になりました。延期になると何が大変かという、苗木を育てる地元の方は大変なんですね。ただ単に1年間スケジュールが伸びたということではなくて、当初、その1年前をゴールで準備しておったものが1年延びるわけですから、しかもその苗木は、天皇陛下がお手植えをされるというそれだけの苗木ですから、1年を延びるということがいかに大変だったか。そうした中でも本当に立派な苗木を育てていただいて出発式もさせていただいて、最終的には、コロナ禍でございましたが、大田市の三瓶山ではなくて赤坂の御用地ではございましたが、そちらのほうでお手植えをされる光景が全国に配信をされたということ

で、本当にうれしいニュースでございました。

町といたしましては、産業課を中心に島根県と連携して、地元の皆さん、先ほどの苗木を育てていただく皆さんでございしますが、そちらとのコンセンサスを取ってきたということでございます。

今後におきましては、町木でもありますこのコウヤマキをまずは広く知らしめていくということと、前から申し上げておりますが、まだ成就していませんけど、このコウヤマキを使った利活用をしっかりとやっていかなければならない。その前段といたしましては、ああしてコウヤマキギャラリーがあるわけでございます。それから、自生林もあるわけですから、そちらのほうへ多くの皆さんに足を運んでいただくということにも意を尽くしていかなければならないというふうに思っております。

そうしたうれしいニュースがたくさんあって、施政方針はやはり限界がありますので、今申し上げたこと全てを書き表すことはできませんが、うれしいニュースがたくさんあります。私は、そのニュースをいろいろ教育委員会とか関係団体からお聞きをします。これをそれで終わらせたくないの、学校であったり、教育委員会を通してのこともありますし、先ほど言ったような地元の関係団体もそうなんですが、ぜひその報告を役場のほうへおいでいただけませんか。そこへメディアの方に集まっていたいて、広く皆さんのほうへ広報していく。ですから、役場の広報も広報紙もそうですが、サンネットにちはらの皆さんにカメラを持ってきて収録をしていただいて、週末にはそれを放映していただく。それから、新聞紙上では記者の方にたくさん来ていただいて、各社に来ていただいて、取材をしていただいて写真つきでそれを新聞に掲載をしていただく。ということで、そうしたうれしいニュースは多くの方にやっぱり接していただくのが一番でございますし、これだけやっぱり吉賀町の皆さん、子どもさんも含めてなんですが、頑張っておられるということを皆さんにお伝えすれば、町民の皆さんはまた力が湧いて、自分も頑張ろうというような、それこそ機運の醸成になると思いますので、そうした意味で私は努めて、まずしっかりと広報するというそんな場面を設定をしてあげたいなということで、これまで皆さんに役場のほうにお出かけを頂く機会をつくらせていただいております。当然これからも支援はさせていただきますし、それからうれしいニュースを外へ広める方法につきましては、あらゆる手段で方法を選ばずに頑張りたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） そうしたメディアを使って、できるだけ本人さん、またそれを取り巻く指導者の方とか、そうした方を主体として報道をさせているというふうに私は受け取りましたんですが、行政として、こういうふうな施策が実を結んだんだと胸張って言うよりは、黒子に徹するというような感じで今町長のお話をお聞きしたところなんですが、施策で実際こうしま

したということがあれば、私はそれはそれでもっと町政の施策でアピールしてもいいと思っておるところです。

そして、先ほどコウヤマキですか、これは秋篠宮の悠仁殿下の御印でございます。この悠仁殿下は、現在の今の皇室皇典では、皇位承継権は第2位になっているわけでございます。このまま続くと将来はかなりの地位に就かれる可能性があるわけでございます。そうした御印のコウヤマキでございますので、これを一つは大事に取り扱って、全国的に発信するのも確かに重要なことだと私は考えております。そういうことに対して、ふるさと納税の一部にも使っても、そういう形を取って使っていければ、というふうな感覚も持っておるわけですが。そうしたような一つのことに対して、もっとある程度の積極的なアピールは欲しいと思います。これについては答弁はよろしいです。

3点目に移ります。

やはり施政方針からでございますが、施政方針の11ページ、先ほど松蔭議員が質問されていた風力発電のことですが、施政方針では、現在、当町と岩国市、周南市にまたがる区域で大規模な風力発電事業が計画されています。事業者に対しては、事業に関する住民説明会の開催や内容の報告を求めるとともに、環境アセスメント制度により、立地自治体としての意見を述べることで、地域住民の生活環境や自然環境、生態系等に十分配慮された事業がなされるよう求めていきます。このような記述でございました。

私もこの通告書を書いた時点、町長の意見書を見ておらずに、大変失礼なような書き方をしておりましたことをおわび申し上げますが、この住民の生活環境や自然環境、生態系等に十分配慮された事業がなされるよう求めていきますという記述ですが、この事業は、町長は肯定しているのかなというふうに、この文章の内容ではちょっと捉えるような感じがしたものですから、先ほど町長言われました意見書、今朝ほど一応インターネット通じて意見書は読んでおります。今日も今朝ほど事務局のほうで資料を出していただいたんですが。これには事業計画の見直しということで、かなりの踏み込んだ意見書だと解釈しているところです。さらに知事の意見書は、今町長の意見書は2ページなんですが、知事の意見書は6ページにわたっておりまして、かなり詳細の面があります。

この西中国ウインドファーム事業に対して、現在私は所属する高津川漁業組合では、今現在匹見に計画されている風力発電について反対の立場でおります。この西中国ウインドファーム事業についても、高津川漁業組合では反対の意思を持っておるところでございます。

こうした事業に対して、岩国市の市長の意見書もちよっと拝見したところ、ここまで踏み込んだ意見書ではなかったように思われます。どっちにしても山陽側を主体とした事業ではないかと。山陽側の今の工業地帯に対する電力の供給ではないかというふうに理解しております。私なりに

ですね。

それで、広島西ウインドファーム事業というのが、この西中国ウインドファーム事業よりはさらに1万キロワット大きい、15万何ぼですか、これが西中国は14万1,900キロワット、さらに1万キロワット以上、ちょっと細かい数字は忘れましたが、15万何ぼの大規模な事業でございます。今計画段階でございますが。先般2月26日に勉強会に講師として来られました武田先生ですね、この方が2020年9月19日、筒賀小学校体育館で地元の要請により勉強会を開いておられます。この勉強会では、結論として、決して進めてはならないというような趣旨であったという資料を頂いておるところです。結論は、原発の代わりにはならない。むしろ増やす。地球温暖化をむしろ進める。健康被害は深刻過ぎるのに、業界は無視する。住民は理不尽な我慢を強いられる理由はない。地域が発展した実例はない。というふうに結論をしております。町長にとって確かに踏み込んだ意見書であり、先ほどもなかなか国策に対して、地域の長たる者が意見は出されても、まとめるということは難しいと思いますが、その辺先ほども再度という話を聞いたんですが、そういうことについて取り組みについて、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、引き続きの施政方針の内容なんですが、課題が風力発電ということで、意味合いが違いますので、こちらのほうから答弁を改めてさせていただきます。

通告にありますように、今回の施政方針の件の中で、幾らか文言的に今回のこの風力発電事業を肯定するかのような表現があったということで、少し混乱を招いた部分があったということであれば、そこはおわびを申し上げたいと思います。

このことにつきましては、先ほどのところでも申し上げましたが、決してそれを肯定するものではないということはず御理解を頂きたいと思います。少し言葉足らずであったということはおわびを申し上げたいと思います。

そのときにもほかの議員さんのところでも答弁させていただいていますが、吉賀町のスタンスといたしましては、島根県の知事と同じスタンスでございますが、重大な影響とか影響を回避または十分に低減できない場合は、当然住民の皆さんの理解が得られないということも含めてなんですが、再検討であったり、それから区域の見直し、さらには発電機の数を減らすであったり、事業の取りやめ、そうした抜本的な計画の見直しをしてもらいたいというところまで踏み込んで意見書を出させていただいておりますので、当然それに沿った形で対応していただけるのではないかと考えております。

それから、懸念材料たくさんありまして、吉賀町の場合は数項目、島根県知事の場合は、さらにさらに広範に個別事項について言及しておられますので、同じような歩調で検証もしていかなければならないかと思っております。

それから、吉賀町も2月26日にこちらの後ろの基幹集落センターで有志の方が勉強会、後援会等をされたということで、たまたま私のところの職員も参加をしておったということで、その状況も報告を受けております。

先ほど御紹介のあった武田先生の講演があったり、それから主催をされた方の今回の吉賀町で計画をされている内容についての説明があったり、あとは意見交換をかなりされてということで、いろいろな情報交換をされたというようなことを聞いております。

それで、繰り返して申し上げますが、今回のことにつきましては、意見で述べさせていただいたように、まずは今、配慮書が提出をされたという状況でございますので、これから方法書のそのステージに向かうわけですが、その間に今回の意見を反映していただいて、事業者の方が詳細な調査と、そしてそれをしっかり情報開示をしていただく、住民の方にも説明をしていただくということをお願いをしたいということと。もう一つは、この高津川流域の上流域の吉賀町、我々は上流域だけなんです、川の流れていうと中流域の津和野、そして下流域の益田市とこの流域全体の問題に関わる問題かも分かりません。ですから、今回の意見書の中でも、上流域の吉賀町だけでなく、中流域、下流域にどうした影響があるのか。そうしたことも言及していただくように、調査をしていただくように、そしてその内容を広く周知、情報開示をしていただくというようお願いもさせていただいておりますので、その成り行きを見守っていきたいというふうに思っております。

最終的なことになるかも分かりませんが、再生可能エネルギーというのは国策でやっている部分なので、決して先ほど申し上げたようにそれを否定するものでは決してございません。ただ、ここに吉賀町に住む皆さんが、不安材料があったり、それから不利益を被ることであれば、それは本当に慎重に対応しなければいけないと思います。まちづくり計画とか総合戦略で掲げた理念が全うできないということがあってはならないわけでございますので、そのことをしっかり見据えた上で判断をしていかなければならないというふうに考えているところでございます。

ですから、施政方針、通告がありましたように、肯定的なところがあるのではないかとということでございましたが、決して、繰り返して申し上げますが、現段階でそうした意味ではなくて、これからの成り行きを見守りながら、その折々のところで意見もしっかり述べてまいりたいというスタンスでございます。

○議長（安永 友行君） 4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） 以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で8番目の通告者、4番、桑原議員の質問は終わりました。

ここで、5分間休憩します。

午前10時53分休憩



.....  
午前11時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

9番目の通告者、9番、藤升議員の発言を許します。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、一般質問を行いたいと思います。日本共産党の藤升正夫でございます。

最初に、ロシアのプーチン大統領による、無法なウクライナ侵略に断固抗議することを申し述べ、質問に移ります。

昨日は、3人の議員から、石州会六日市病院の公設民営化に関連した質問がありましたが、私からも、通告した内容に沿って、六日市病院の経営改善に向けた検討状況について、町長にお聞きをいたします。

今年2月25日の議会全員協議会において、社会医療法人石州会の経営改善計画の評価について説明があり、3月末に石州会より経営改善計画の提出がされるとのことでした。当日の資料によると、具体的な改善の検討をする経営会議が、石州会から、理事長以下6名、サポートとして、コンサル業者から2名、町からは、課長と会計年度任用職員2名を含む4名で設置され、昨年の12月から今年の2月16日まで、11回開催され、継続しているということでした。

経営会議に向けた一連の検討の中で、石州会の経営戦略、どういう病院が地域住民から求められ、必要とされているか、それに対して石州会はどうしたいのかということについて、経営会議以外を含め協議されたか、まずお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、藤升議員の1点目でございます。

六日市病院の経営改善に向けた検討状況はということで、冒頭の部分についてお答えをしたいと思います。

経営改善計画の策定に関連し、石州会が住民ニーズにどう答えようとしているのか、その検討状況に対する御質問でございます。

病院機能については、国の進める地域医療構想に基づき、地域包括ケア病棟への転換を目指し、ベッド数等の規模については、看護師減で縮小が避けられないことから、2027年3月期を最終的に目指すべき人員数と設定し、ベッド数を50床にしていくよう、検討を行っています。

外来診療については、根拠は提示されていませんが、現在の収支が均等であるとの石州会の分析から、現状診療科を維持する方向で検討中です。

なお、救急については、この地域には必要不可欠な医療との認識で検討が行われるということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、私がお聞きをしたのは、石州会の経営戦略という部分で、何を指すか、そういう部分が、今の答弁で大変分かりづらかったということで、続いての質問をしながら、またお聞きをしていきたいと考えます。

2回目の質問として準備しておりました点に入りますが、介護を含めた病棟の種類と規模は、昨年11月22日に示された収支シミュレーションの病棟体制によると、令和8年度には、介護医療院40床、先ほど出ました地域包括ケア病床50床となっております。

これは石州会の意向と合致しているのか、その点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、2回目の質問についてでございます。

病棟再編の件でございますが、病棟再編について、先ほど申し上げたとおり、石州会はその機能について、国の進める回復期を中心とした医療へ転換するため、病床は地域包括ケア病棟に、その病棟をサポートするために、介護医療院を設置する計画で、その規模については、看護部長の意見を考慮し、3月2日までには地域包括ケア病棟50床、介護医療院40床で固まりつつあります。

ただ、先般、3月9日の経営会議において、令和4年4月以降の診療報酬改定等の影響額や、介護医療院転換の根拠資料の見直しが必要になる等の理由によりまして、再度検討が必要となったため、最終的な結論には、現時点は至っていないということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 報酬等の関係で、再度検討をされるとお聞きをしました。

3回目の質問に移りますが、今出ております、地域包括ケア病床、これは在院日数が60日までとされています。2か月間に50人が入れ替わるという理解でよいのか、お聞きをいたします。

併せて、石州会の月報によると、現在8床あります地域包括ケア病床の稼働率が、60%を割っていたときもあります。収支バランスが取れる稼働率を何%として、試算をされていたのか、この点についてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3回目の質問でございます。

御指摘のとおり、2か月間で50人が入れ替わるといった理解でよいかと思えます。

収支のバランスが取れる稼働率の試算については、部門ごとの生産性については、経営会議で話されておりませんので、明確な回答はできませんが、3月2日の経営会議で、コンサルタント会社より提出されました、地域包括ケア病棟の稼働率は90%と設定されており、収支の改善には、それぐらいの稼働率を確保したいということだと思われま。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 90%の稼働率が必要であるという御答弁でしたが、実際それが本当に可能であるかというのは、大変心配をしているところであります。

先ほども言いましたように、現在8床しかない地域包括ケア病床、5割台が何か月間か続いていたときも、昨年ありましたので、今後の状況を見させていただきたいと考えます。

4回目の質問に入りますが、吉賀町には、特別養護老人ホーム、社会福祉協議会のほうで運用していただいておりますが、柿木と六日市にあります。この入所待機者の状況を見ますと、昨年の1月と今年の2月の比較、といいますのは、定例議会の参考資料の数字で見えておりますが、これで、要介護3以上の人数で見ますと、67人から82人へと15人増えています。

石州会の介護病棟縮減の影響かお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 4回目の質問にお答えをいたします。

介護老人保健施設六日市苑の縮減は、昨年度が34床で、今年度末には40床が行われる予定でございます。老人保健施設は、基本的に在宅復帰を目指し、利用される施設でございますので、退所後の受け入れ先について、入所者の状態などを鑑みた結果、在宅生活が困難であると見込まれる方については、町内の特別養護老人ホームへ入所申込みをされているケースもあり、待機者が増加している要因の一つと推測をされます。

待機者の増加に伴い、入所順の決定について、公正な対応が必要ですが、入所順の決定や見直しについては、施設の事業者だけで行うのではなく、施設の嘱託医や保険者である吉賀町も参画し、3か月ごとに開催される入所判定委員会で、個々の状況を客観的に数値化し、決定をしております。

このため、入所順は申込順にはならないため、申込者から苦情が寄せられることも想定されますので、この点につきましては、丁寧な周知や説明を心がけてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 実際に、今町長が言った、丁寧に周知をしたいというお話ですが、既に、今、家で介護されている方の御家族の方からは、入所できるのは、また遅れそうだということも、私のところにも、お話が届いておりますので、早い段階での、そういう案内ということも、改めて考えていただきたいと思います。

5番の質問に入りますが、経営改善しない場合の石州会のコンサルの収支のシミュレーションによると、病棟再編により、先ほどからも出ておりますが、医療病床、令和4年の110床から、令和5年には50床まで、半分以下に減少する、そのために赤字部分が大変大きくなっていました。その年の赤字部分を少なくする対策、これについて、直接に検討されているのか、お聞きを

します。

また、減らすうちの60床は医療療養病床で、入院患者さんの行き場はどのようになっていくかを検討されているのか、併せてお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、5回目の質問にお答えをいたします。

11月22日の全員協議会の段階では、令和5年度には、医療病床を110床から50床にするシミュレーションで、その減少内訳は令和4年度から3年かけて、医療療養病床をゼロにしていく内容となっております。

これが確定というわけではございませんが、3年間かけて規模縮小しながら、併せてコスト削減、人員の適正化といった改善策を講じていき、単年度の赤字を減少させていく計画と捉えていますが、その具体的手法等はまだ提示されておられません。

入院患者への対応についても、3年間で60床の削減となりますので、町外からの患者については、できるだけ入院前の居住地へ、町内の患者につきましては、圏域内の病院で対応できるよう、退院調整を図っていく計画と理解しております。

今後、円滑な受け入れ先確保に向けた、近隣医療機関等の事前協議や調整を、石州会は行う必要があると認識をしております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今のベッド数の減少、以前に一般質問で、ベッド数の縮小の理由についてお聞きをしたときに、町長はベッド数の縮小の理由について、医療・介護従事者が足りない、少なくなるということを挙げておられました。

令和2年12月の従事者確保に向けた、私の質問に対し、早い段階から志を持っていただく、吉賀町の医療とか、介護を支える人材になっていただく、医療、介護だけじゃなくして、吉賀町の企業を支えるような人材になっていただく、そうした高い志を持っていただくためには、中学校という早い段階からのアプローチというのは、必要だろうと思っていると、答弁をされておりました。

また、石州会は返済しなくてもよい奨学金、一月に7万5,000円以上、以上ですから、10万円とかも含みますが、の制度を持っています。

町の社会福祉士等修学資金貸与制度は、月に3万5,000円、町内に5年勤めれば、返済免除となっております。

昨年2月に策定された、「吉賀町高齢者いきいきまちづくり計画」においても、医療・介護従事者の確保に向けて取り組むとしており、積極的な情報提供と働きかけを、病院とも共同して、さらに強化するとともに、国全体で医療・介護従事者の賃金水準引上げをしなければならないと

考えております。

6回目の質問として、準備をしております点に入りますが、六日市病院の公設民営化への時期の見通しについて、石州会から今月末までに提出されるであろう、経営改善計画によるものであり、令和8年は一つの見通し、目安という理解でよいのか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、6回目の質問でございます。公設民営化の時期の見通しについてお答えをしたいと思います。

公設民営化の時期の見通しにつきましては、まずは石州会のほうからの経営改善計画が出されてきて、それに基づいた評価委員会による評価の報告を受けて、町がどのような判断を行うかということになるかと思えます。

具体的時期について、現段階で申し上げますと、計画が出ていない状況でございますので、現段階で、いつからということには、お答えできないかと思えます。

ただ、総務省が所管いたします公営企業法の手続きが、事前協議に始まって、最低2年はかかるということから、判断決定の時期から早くて2年後が一つの目安になると、現段階では考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 手続き上、最低2年はかかるということでお聞きをいたしました。

7回目の質問に移りますが、4月から六日市病院内に設置を予定している、医療対策課に配置する職員の1年分の総人件費と、備品消耗品等の必要な経費はそれぞれ幾らになるか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは今、議会のほうへ条例の上程もさせていただいておりますが、医療対策課を病院の中へ設置をするという計画で進めさせていただいております。予算のところの上程の内容も含めて、答弁をさせていただきたいと思えます。

4月から設置予定の医療対策課に配置する職員は、任期付職員2名と会計年度任用職員2名で、これに福利厚生費を含め、2,415万5,000円、そして、旅費、事務費等は108万5,000円、それからパソコン、机等の備品類でございますが、これが482万4,000円を計上しております。

したがいまして、今申し上げました任期付職員、会計年度任用職員、それから福利厚生費、それから旅費、事務費、あるいは備品類等の総額で申し上げますと、3,006万4,000円ということになるかと思えます。

人件費については、その他に管理職を含む町の正規職員2名が当然必要となっております。

なお、町の正規職員に係る人件費につきましては、まだ条例が可決をしておりませんし、それを済んだ後に、今度は配置職員の人選をしていかなければならないということでございますので、予算につきましては、正規職員分につきましては、一般会計当初予算の中の保健衛生総務費の中へ、一括で計上させていただいております。

したがって、正規職員2名の金額が幾らかというのは、現時点ではお答えできないということは、御理解をいただきたいと思います。

したがって、4月に設置予定の医療対策課に係る経費、総額で申し上げますと、先ほど言いました3,006万4,000円に、後段で申し上げた町の正規職員2名分の幾ばくかの総務人件費が上乗せをされたものが、令和4年度医療対策課を設置するに当たっての経費ということで、御理解を頂きたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今、答弁された分が六日市病院の経営改善を進めていくために、まず必要になってきているというふうにお聞きをしました。

私は、石州会の経営陣の方々の肩に何が乗っかっているか、入院、入所、外来の患者さん、石州会で働く人たちの家族の方、働く人たちも含めた家族の方との生きる暮らし、そのものが直接にかかっていると思います。

今の状況乗り越えるために、最高の取り組みをしていただけることを期待をして、次の質問に移ります。

次の質問は、吉賀町が行う建設工事の入札における、町内業者の位置づけについてであります。

初めに、町長にお聞きをいたします。吉賀町はこれまで、町が施工する主に2,000万円以上の設計金額となる公共工事の一般競争入札を実施する場合に、条件をつけ町内業者が入札に参加できるようにしてきました。

また、単独では入札に参加できない工事でも、町内業者を構成員に入れた共同企業体として、参加することを条件とすることもしてきました。

指名競争入札の場合は、「吉賀町建設工事入札参加者等選定要領」の第2条、基本方針には、町内業者を優先して選定をすることともししております。

入札において、町内業者を優先することは、業者育成、災害や故障など緊急時の迅速な復旧、町内経済の循環、働き収入を得るところの影響など、大きな意義があると考えます。

入札において、町内業者を優先することに対する、町長の見解をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、入札における町内業者の位置づけはということで、お答えをしたいと思います。

町が行う建設工事の請負契約、測量・建設コンサルタント等の業務委託契約、備品等の購入の売買契約に係る指名競争入札及び随意契約の相手方とする事業者の選定については、「地方自治法」や「建設業法」などの法令、あるいは「吉賀町契約規則」、「吉賀町建設工事入札参加等選定要領」等の例規に基づいて、選定をしているところでございます。

9番議員が言われました、町内経済の循環、職場や収入の確保のためにも、町内業者に対して優先発注することには、とても大きな意義があると考えておりますし、このことは「吉賀町建設工事入札参加者等選定要領」第2条にも、町内業者を優先して選定することと規定しているところでございます。この点については、先ほどお話があったとおりでございます。

一般競争入札についても、同じく法令や規則に基づき、入札参加資格を決定しているところでもございます。

しかし、工種やその規模等の条件によっては、その基準を満たさないことにより、入札に参加できない町内事業者の方がおられる場合があるのも事実でございます。

入札における、町内業者の位置づけはとの御質問でございますが、基本的な考え方といたしましては、従来から申し上げているとおり、可能な限り町内事業者の皆さんに、入札参加していただけるよう、配慮してまいりたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 続きまして、教育長にお聞きをいたします。

小学校特別教室の空調機設置工事の一般競争入札が2月25日に行われました。その工事は、4校の小学校特別教室に空調機を設置するもので、18の特別教室に21台の空調機を設置するというもので、予定価格は、消費税抜きで3,259万円、入札の参加資格は、営業所を益田市、または鹿足郡内に置き、電気許可業種の項目の点数が750点以上のもので、施工実績が1,600万円以上の条件がありました。

この入札に参加し、札を入れたのは5社ありました。町内に本店を置く業者は、入っていませんでした。なぜ入っていなかったのか、町内の業者さんが入札に参加できなかった理由と、町内の業者が入札に参加できるようにする方法はあったか、教育長にお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 小学校特別教室の空調機設置工事の一般入札について、お答えいたします。

先ほど、町長が申されたとおり、公共工事における地元業者の入札参加につきましては、一定の配慮が必要だと考えております。

また、入札における参加の資格基準は、事業の規模等に応じて、適正な施工の確保等の観点から設けられるものと考えております。今回の入札業者の基準決定に関しては、町の入札参加者等

選定基準や、島根県や他の自治体の基準を、総合的に考慮して、判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 事業の規模によるということで、御答弁がありました。最初と言ったように、4つの学校でやった分です。ということは、一つ一つの学校とかに分けて設計をし、発注をした場合はどうなりましたか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） そのあたりのところは、詳しいことを次長のほうから答弁させていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

今回の小学校特別教室の空調機の設置工事の入札についてです。先ほどの議員の御質問は、今回4校を分割して、設計をした場合はどうかと、町内業者の入札への参加が、可能かどうかということだろうと思います。

仮に、今回の工事を分割して工事をした場合は、参加が可能であったのではないかと考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） といいますと、今、最初に町内の業者入札に参加できるようにする方法はあったかという答弁のときに、なぜ、今の話が出てこないかと、私は思います。そして、最初の町長の答弁にもあったように、大きな意義がある、町内業者を入れることに。そのところが、なぜ教育委員会の中で、徹底していないのか、例えば、住宅の建設については、1か所のところで、3つの工事に分けて、そして入札かけてます。一般競争入札です。

そういうことについて、教育委員会が知らなかったということは、決してないと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。

今回、小学校の特別教室の空調機の工事ですが、この工種というのに限らずその工事の工種であつたりだとか、性格であつたりだとか、性格というのが、例えば補助事業を活用していくんであつたりだとか、そういったいろいろなことを、総合的に判断をして、適正な事業執行が求められると思います。そういったところを総合的に判断して、今回のような事業を実施をしたということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。



○議員（9番 藤升 正夫君） 補助事業等の条件等があったとお聞きしますが、補助事業であったら、設計するときに分割しちゃいけないんですか。お聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 一般的に事業の適正な執行という観点から、分割でというのは、好ましくないのではないかと考えております。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 適正な執行のために好ましくないという、その理由について、改めてお聞きをします。

答弁がなかなかできないような状況ですので、言いますが、町民と一緒に仕事しようという気構え、そこをやっぱり教育委員会の中でも、持ってほしい。それで事務事業進めていただきたい。

町長にも、その徹底についてお願いしたいということをお申し述べて、次の質問に移ります。

加齢性難聴にかかる補聴器購入に助成を求め、町長にお聞きをいたします。

私の周りには、これまで積極的に集まりにも参加されていた方が、耳が遠くなり、人の話が聞き取りにくくなってきたころから、少しずつ集まりから遠のいていき、補聴器を購入したものの、自分の体に合わないからと、使っていないと話をされる方もおられます。

人の話が聞き取りにくくなってくると、認知症を発症する可能性が高まると言われています。厚生労働省の認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）の概要を見ますと、発症予防の推進の中に、認知症の発症や進行の原因となる要素に、加齢、遺伝性だけでなく、高血圧・糖尿病などの動脈硬化の要因となるものに加え、難聴があります。

予防するには、運動、食事であったり、社会的参加、活発な精神活動等が上げられていました。

認知症となる原因の一つに、難聴、耳の聞こえにくさがあり、予防となる社会的参加を妨げていると推測されます。併せて補聴器が合わない点については、人それぞれによって聞こえ方にばらつきがあり、単純に一定の音域レベルを上げることで、改善されるものではなく、一人ひとりの状態に合わせて調整するものだと、認定補聴器技能者のいる販売店は、補聴器の機能について紹介をしております。

WHO、世界保健機関では、日常生活に支障を来す中程度の難聴の程度を、41デシベル以上とし、補聴器推進の基準を41デシベル以上の難聴者とし、日本聴覚医学会は中等度難聴を40デシベル以上70デシベル未満としているように、早めの段階から補聴器を使うことで、コミュニケーションを支え、脳への刺激を維持することが可能になると言われています。

高齢者の生活を支援し、社会参加を促進する補聴器購入助成を、中程度の難聴者に対して行うことを求めます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、加齢性難聴にかかる補聴器購入に助成をとということについて、お答えをしたいと思います。

現在、吉賀町では、障がい者総合支援法に基づき、聴覚障がいの身体障がい者手帳を所持している方へ、補聴器購入費の助成を行っております。聴覚障がいの身体障がい者手帳は、厚生労働省の基準により、70デシベル以上の難聴の方へ交付されます。

軽・中程度の難聴者については、吉賀町難聴児補聴器給付事業実施要綱に基づきまして、30デシベル以上70デシベル未満の難聴を持つ18歳未満の難聴児の補聴器購入に対して助成を行っております。また、医師の診断により、30デシベル未満の難聴児についても、助成対象となっております。

上記以外の補聴器購入費助成は、吉賀町では、現状では実施しておらず、また近隣の益田市、津和野町へ照会を行ったところでございますが、同様に上記以外の助成は実施されておられませんでした。

吉賀町在住で、聴覚障がいの身体障がい者手帳を所持する方は、現在57名でございますが、軽・中程度の難聴を持つ方については、人数を把握できておらず、仮に、軽・中程度難聴者への補聴器購入へ助成を行う場合、どれほどの費用を要するか、現状では予測することが困難なため、現時点では、加齢性難聴に係る補聴器購入への助成については、実施していないのが実情でございます。

しかしながら、議員御指摘の難聴と認知症の関連については、吉賀町においても、介護予防事業の担当者会議で検討項目として、話題に上がっておりまして、難聴者が社会との交流を保ち、活力を持って生きていく上で、聴覚の補助は重要なことと考えております。

また、補聴器はおおむね5万円以上と高価であることから、経済的事情等により、自費での購入が困難な家庭もあることが想定されます。

こうしたことから、補聴器による聴覚の補助が必要な難聴の程度や、補聴器を必要とする方の人数等、町内の実態について、把握を行うとともに、先進自治体の取り組みも参考にしながら、聴覚の障がい者手帳を持たない方への補聴器購入費助成の実施の可否について、検討してまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 町内、近隣のところの状況等調べられたということですが、益田市では、今年の4月から高齢者への補聴器購入費助成事業を、実施をいたします。認知症の危険因子に難聴があること、補聴器を使用し、日常生活に支障が生じないことを目的としておりますので、積極的な検討を求め、次の質問に移ります。

科学的で包括的な性教育の実践を求め、教育長に質問をいたします。

小学校における性教育のうち、学習指導要領では、「人の受精に至る過程は取り扱わないものとする」と、法制審議会の部会資料にはありました。

私は、目の前子どもたちと向き合って、今のこの子どもたちなら、何を伝えるのがよいかを、子どもの成長、発達程度から判断し行うことができないかと考えます。

初めての生理のときに、心配しないように、自分の体の中で、何が起きているのかという科学的な根拠を、学校で伝えることができないかと考えますが、教育長の所見を伺います。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 議員の質問にお答えいたします。

一般に性教育と呼ばれるものは、学校においては、性に関する指導と呼んでおり、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されております。

議員の質問に関するものとしては、小学校3、4年生において、思春期の体の変化に関する内容を、中学校においては、生殖に関わる機能の成熟に関する内容を、それぞれ学習することとなっております。

小学校における、いわゆる最初の生理、初経指導は小学校4年生の後半頃に、養護教諭によって、実施されることが多いと認識しております。

ただし、発達段階と理解力を考えると、小学生で教えるべき内容、中学生で教えるべき内容には、多少の違いがあるかと思えます。この指導においては、まずは人それぞれいろいろと差があり、心配しなくてもいいこと、対処、手当ての方法を丁寧に教えることが主になると思われま

す。また、昨年、9月議会において質問のありました、生理用品の学校のトイレ常備設置については、来年度、令和4年度には、各小中学校の女子トイレ、少なくとも、1か所には、生理用品が常備される予定となっております。もちろん事前の説明や衛生的な設置方法、気軽に保健室で相談できる体制なども、併せて進めていくことにしております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 2回目の質問に入ります。

国連の機関の一つで教育、科学及び文化などの活動を通じて、世界平和に貢献するためにつくられました組織「ユネスコ」は「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を公表しており、この中で、性交、避妊に関する科学的情報などを無視し省略することは、偏見や無知を引き起こし、助けを求める障壁をつくりだすと指摘しています。

文科省の「生命（いのち）の安全教育」に取り組み、水着で隠れる部分は、自分だけの大切なところ、相手の大切なところを見たり、触ったりしてはいけない、発達の段階に応じた生命を大

切にする、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育を実施するとしていますが、インターネット等であふれる様々な情報の中から、正しい情報だけを得られるとは言えません。

ユネスコのガイダンスに学び、性や生殖についての科学的な知識や性に関する人権意識を形成する機会を意識してつくり、子どもたちと共有することは、性暴力はもちろん、予期せぬ妊娠を防ぎ、子どもたちを守ることができないかと思います。

教育長の見解をお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先ほども述べましたが、学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されております。

小学校低学年においては、学級活動、生活科、道徳科において、中学年においては、学級活動、保健学習、道徳科において、5、6年については、学級活動、保健学習、理科、道徳科において、それらをクロスカリキュラム、横断的にカリキュラムを組んで、学校教育活動全体を通じて指導することとなっております。

学年段階に応じて、男女の体の違い、第二性徴や成熟などの身体的な発達、また体を大切に、男女仲よくする、性被害から身を守るなどの心の持ち方から、行動の仕方について、計画的な学習指導が行われているものと認識しております。

また、性に関する指導は、人権教育に大きく関わるものであり、道徳科で扱う人間尊重、人権尊重などが基盤にならなければなりません。

もちろん、これは日々の学校生活に反映されるわけであり、様々な場面、つまり学校の教育活動全体を通じて、行われる必要があるということになります。

しかしながら、議員が最初に御指摘されたとおり、中学校の学習指導要領の内容の取り扱いにおいて、受精、妊娠に至る過程は、取り扱わないものとなっております。もちろん小学校の扱いも同様でございます。

吉賀町の小中学校では、国が示す学習指導要領に沿って、また島根県性に関する指導の手引を活用しながら、各校で性に関する指導の指導計画を立てており、その中では、人の受精に至る過程及び妊娠の経過の学習は取り扱わないと認識しております。

議員御指摘のような、人権意識の形成や性暴力、予期せぬ妊娠の防止など、子どもたちを守るための指導については、学習指導要領の範囲内においては、適切に行われていると認識しております。

さて、議員のおっしゃるユネスコ国際セクシュアリティ教育ガイダンスを拝見すると、5歳か

ら18歳までの4段階のレベルに分け、それぞれの発達段階に合せながら、生殖に関すること、男女平等、性の多様性、性情報への対応などを学ばせていくという、非常に興味深い学習モデル、カリキュラムとなっています。

個人的には、これが実現できると、素晴らしい成果が上がるのではないかと、期待できるような内容でございます。今後、学習指導要領の内容が改訂され、御指摘のようなより詳しい指導内容が加われば、どの学校でも等しく取り扱うことができるようになると思います。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） それでは、3回目の質問に移ります。

性的同意年齢というものがあります。これは、性行為への同意を自分で判断できるとみなす年齢のことで、日本では、刑法で13歳と定められています。これは、明治時代に制定されてから変わっていないと聞いております。

年齢をどうするかについては、検討中のようなのですが、正しい知識を知らされないまま、教えられないまま、性交を強要されたことを、13歳以下の子どもが証明しなければならない女子の立場をどのように理解をしているか、お聞きをいたします。

また、過去のデータでは、13歳以下の人工妊娠中絶が報告されています。

ある事件が起きました。1回の性交で妊娠してしまって、自分ではどうすればいいか分からない。どう対処したらいいか分からない。誰に相談したらいいか分からない。どこに行ったらいいか分からない。時間はたち、お腹が大きくなり、もう中絶もできない、どこで産めばいいか分からない。病院にも行けない。誰にも言えない。公園で産み落として、その子どもをどうしたらいいか分からないから、その場から逃げた。そのお母さんは逮捕された。

本当にそのお母さんが悪いのと、ネット上で問いかける2児のお母さん。女の子は、自分で自分の身を守りなさいと被害者を責めていないか、レイプするやつが悪いんだよ、と訴えています。

正しい情報と知識で、みんなと一緒に、危険を守る道を男子も女子も歩める援助が求められています。

先ほどの教育長の答弁、学習指導要領に縛られたままの答弁だと、私はお聞きをいたしました。学習指導要領、あれを飛び越えてやってはいけないという決まりがあるのか、そのことと併せて答弁を願います。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、議員のおっしゃる事件の詳細は存じませんが、本当に痛ましい事件であり、このようなことがあってはならないと思います。

さて、性被害については、年齢にかかわらず、また男子、女子にかかわらず、出会ってしまう

危険性があることは承知しております。

現在、学校では、水着に隠れる部分をプライベートゾーンと呼び、低学年のうちから、清潔に保ち、誰にも触れさせない、見せないようにする、もしそういうことがあった場合は、周囲に訴えるという指導をしております。

また、不審者対応で具体的な場面を想定したり、身近な人であっても、プライベートゾーンを見られたり、触られたりしないよう、性被害に遭わないように指導していると認識しております。

しかしながら、教室で一斉に指導できることには限界がありますので、個別対応が必要な場合は、児童生徒の実態、発達段階、家庭の状況に応じて、保健室で養護教諭や専門性の高い先生が指導、助言することとなるはずで

す。教育委員会も要請があれば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを速やかに、また定期的に派遣することもできます。

議員御指摘のとおり、被害者となってしまう側から身を守るべき対策は、必要不可欠だと考えます。加害行為を防止する対策、加害者が出ないようにしていく予防策も重要だと考えます。

青少年期に性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることがありますが、各学年段階に応じて、異性への思いやり、人権尊重、様々な性情報への適切な対処や行動の選択などの学習も重要だと考えます。

また、児童相談所、青少年健全育成協議会、学校警察連絡協議会など、関係機関との連携にも努力してまいりたいと思っております。

さらに、学校において、それらのことが指導できないかどうか、学習指導要領を超えてというお話でしたが、先ほど申しましたような、いわゆる歯止め規定はございます。

ですけれども、学校において、ぜひとも必要であると判断すれば、指導は不可能ではないと考えます。その際は、児童生徒の発達段階を踏まえること、これはそれまでに行われた、指導カリキュラム、どういうことを押さえていたか、それから今後どうすればよいのかというところを、きちっと踏まえないといけないと思います。

それから、学校全体で共通理解を図ること、これは一教員が思って、それを指導するのではなくて、きちんと管理職の考えも聞いて、指示を仰いで、時には教育委員会にも相談をして、共通理解をした上で、指導することが必要だと思います。

それから、重要なのは保護者の理解を得ることだと思います。学校が勝手にこういうふうな指導をしたんでは困ります。やはり保護者に事前の御理解を頂きながら、どうしてそれが必要なのかということを示しながら、指導することが必要であると思います。

さらに、集団指導と個別指導の内容を、きちっと分けて指導することが必要だと思います。これは集団で指導すべきことなのか、それとも個別に指導すべきことなのか、そういうあたり

を、今申しました4点について、しっかりとそれを踏まえて指導することであれば、指導は可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 今の教育長の答弁、まるでやるなど言っているようにしか聞こえません。

そうではなくて、教育委員会から校長会などで、積極的にやろう、やっってくださいという発信はできますか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先ほども答弁で申しましたとおり、ユネスコ国際セクシュアリティ教育ガイダンスについてでございますが、議員御指摘のとおり、科学的、包括的な性教育ということで、私も大変興味深く思っております。

したがって、今後するなということではございません。恐らく今後学習指導要領も改訂になるかも分かりませんが、まずはこれについての研修を、我々教育委員会なり、学校なりが、していくことが必要だと思います、そういう答弁になりますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫君） 時間が来ましたので、これで質問を終了します。

○議長（安永 友行君） 以上で、9番目の通告者、9番、藤升議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩にします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議を開きます。

10番目の通告者、7番、河村隆行議員の発言を許します。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 私は3点通告してありますので、順に質問していきます。町の活性化ということでJークレジット、それから大井谷棚田についてと水力発電についてお伺いいたします。

まず、Jークレジットですが、昨年12月議会でも質問しました。それで、この3月2日にも副議長主催の勉強会があり、企画課、産業課、税務住民課からも一緒に勉強しました。

Jークレジットとは、省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの活用によるCO<sub>2</sub>の排出削減量や適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>の吸収量をクレジットとして国が認証すること。そして、カーボンオフセットという、削減努力をしても、どうしてもカーボンを減らせない排出量をほかの

場所での排出削減、森林などからの吸収量で埋め合わせこと、オフセットするという取り組みと  
思っております。

そこで、町はどのように取り組んでいくのかという質問なんですが、吉賀町両庁舎でどのぐら  
いのCO<sub>2</sub>を排出しているか。まず計算してみると、どのぐらいというのが数値化されると思う  
んです。私が職員300人近くの方が通勤に使われる化石燃料、それからこういう電力の使用量  
等を計算してみますと、化石燃料だけでも1日の使用量を日常業務と通勤と合わせて400リッ  
ターと仮定しましても、1年間で100キロリットル近く化石燃料を使うことになると思うん  
です。100キロリットルとは、CO<sub>2</sub>にして230トンぐらいと言われていています。そして、山林  
1ヘクタールで吸収する量が4トンと仮定しますと、58ヘクタールもの山林が管理されないと、  
吉賀町のこの庁舎だけで排出されるCO<sub>2</sub>はそのぐらいになるという計算になります。これにま  
だ電力使用量等が加算されますので、かなりの面積が要ることになると思います。その上にいろ  
いろな町発注の指定管理とか土木工事、また、町内企業のエネルギーの使用などによりますと、  
計算すると町内全域でCO<sub>2</sub>の排出量が分かってくると思うんです。そうすると、どうしてもそ  
れを吸収する山林が必要になってくると思うんです。どのぐらいの山林を適正に管理しCO<sub>2</sub>で  
換算してオフセットできるかということ、そういう目標を掲げてしっかりと対応していくこと  
が必要になってくると思うんです。

カーボンニュートラルとよく言われますが、CO<sub>2</sub>の排出量と吸収量を同じにして、事実上の  
排出量をプラスマイナスゼロにすること。現在のところ、全ての地球温暖化対策はCO<sub>2</sub>の排出  
量を削減するという事になっていると思うんです。削減するだけでは、自然エネルギーの交換  
等が進まない、基本的にはCO<sub>2</sub>は増え続けていく計算になるのではと思います。CO<sub>2</sub>排出  
量削減だけではなく、CO<sub>2</sub>そのものを減していくというその方法は、現在のところ植物の光合  
成に頼るしかないと言われていていると思います。木を植えて人工林を育て、木の光合成を利用して  
CO<sub>2</sub>を削減していく、森林を管理していく。これがCO<sub>2</sub>を削減していく第一歩だと思ってお  
ります。再生可能エネルギーや自然エネルギーの町として、エネルギーの自給を目指す町として、  
まずできることから始めていくことが大事だと思っております。

そこで、町において、どういう取り組みをこれから計画されているかということ、をまずお伺い  
します。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村隆行議員の町の活性化対策についてということで、まず  
1点目のJークレジットについてお答えをしたいと思います。

Jークレジットにつきましては、昨年の12月の議会でも回答したところでございますが、温  
暖化対策で大きな役割を果たすのが森林の持つ二酸化炭素の吸収能力でありまして、全面積の



90%以上が森林である吉賀町は、この豊富な資源を適正に管理することによりまして、安定した二酸化炭素吸収を行うことができるというふうに考えております。そのためクレジットとして売買することができる可能性は非常に高いものだとということでございます。

また、過去には、再生可能エネルギー分野において、むいかいち温泉ゆ・ら・らに設置してある木質チップボイラーによるCO<sub>2</sub>排出削減量をクレジット化し、温暖化につながるCO<sub>2</sub>排出削減に寄与してきたところでもございます。

このゆ・ら・らの関係を少しデータ等も集積しておりますので御紹介させていただきますと、途中で国内クレジットからJ-クレジットということで、幾分その制度の名称が変更したところもございますが、行った期間につきましては、平成21年4月から平成29年の3月31日まで、都合8年間取り組みをしたということでございまして、先ほど申し上げましたように、国内クレジットのところは4年間、後半のJ-クレジットが4年間のこういうつくりでございます。国内クレジットの4年間、平成21年4月から平成25年の3月まで4年間でございますけど、この間の4年間での削減量、CO<sub>2</sub>で申し上げますと1,778トンでございます。これに対してのJ-クレジット、要するに排出権を与えて資金として頂くということで申し上げますと、約50万1,000円。それから、J-クレジットに名称が変わった、制度が変わったのが25年の4月でございますが、そこから29年の3月31日までこの4年間、ここで申し上げますと、削減量につきましては1,603トン、それに伴う売り上げといたしましては110万6,000円ということになりますので、都合平成21年度から29年3月末、28年度末までの8年間でのトータルとしての削減量は3,381トン、それから売り上げといたしましては約160万7,000円、こういった形でございます。ただ、国内クレジット自体の頃のまだ未売のものがありますので、これが令和4年度以降にどうなるかということでございます。そうした状況でございました。

それで、制度導入に当たってでございますが、例えば森林吸収分野においては、対象となる森林の抽出や対象森林の管理方法、それからCO<sub>2</sub>削減量の算出等の事務作業に一定程度の期間が必要となろうかと思えます。先進的に取り組みをされている自治体等も参考にしながら、J-クレジットの制度導入に向けて検討してまいりたいと思えます。

先般も御紹介ありました、3月2日には関係するところにお出かけを頂いて、議会とそれから一部でございましたが執行部側も参加をさせていただいてお話をお聞きをしたところでございますので、これから町といたしましても、いろいろな情報共有しながら取り組みをいかようにしていくかということを検討していきたいと思えます。ですから、今日この段階でJ-クレジットについていかなる取り組みをしていくかという具体策は持ち得ておりませんが、施政方針にも書いておりますように、今回、環境対策についてはかなり厚めに書いておりますし、ほかの議員のほ

うからも環境対策につきましてはいろいろな御意見等も頂いておりますので、相対的に対応していかなければならないかと思えます。特にこのJ-クレジットを行うということになれば、当然今回通告にありますように、いわゆる目指すべきところ、到達点を削減目標という形、金額でもいいかと思えますが、そうしたところは明らかにした上で、それに向けてのロードマップをつくりながら対策を講じていかなければならないというのは当然のことだというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 目指すところは、やはり自然エネルギーの町を目指すべきだと思うんです。昨日の同僚議員の質問の中にも、山林のことで町有林のことを聞かれていましたが、890ヘクタールぐらいと言われたと思うんです。とりあえずその町有林がありますし、それから、山に手を入れていくということが、きれいに管理していくということが、より一層のCO<sub>2</sub>の吸収をするということにつながるので、やはり若木で人工林をつくり、若木で吸収をたくさんしてもらい木を太らせていくということがCO<sub>2</sub>を吸収するということにつながると思うんです。そのことが森林の管理といいますか、昨日も話がありましたが、今、森林環境譲与税を使って森師で壊れない作業道をつくるという一つの目標を持って、壊れないということは何年も使えるという、木の成長が20年、25年で伐採を繰り返すサイクルでも、道がしっかりしていたら、そっこのほうは要らないと思うんです。そういうところへ作業道のほうをどんどん整備していき森林も整備していくと、吸収量のほうもかなり増えてくると。そして、昨日もお話出ましたが、材木を原木市場に持っていくんだと言われましたが、今町長言われました、ゆ・ら・らや、はとの湯のチップです。これに使っていく。木ですから、建築材になるのはまず建築材に取って、残りの部分をチップやペレットに加工して、自分のところで使う、町内で使うゆ・ら・らや、はとの湯のボイラーの燃料にしていくんだと。町の中で自給できる体制を整えていく。吉賀町なら山があり、それを基にしていろいろなこういう発電もできますし、今のペレットとかチップにしていろいろなことに利用できるということを推奨していくと、次第にCO<sub>2</sub>の吸収も増えていくと。やはりそこでオフセットにしたら、はしから上がってくるのではないかと思うんです。そういうもろもろの統括した部署が、この前も企画の方や産業課、税務住民課といろいろ来て一緒に勉強したんですが、やはり担当する課というのは、このことはこっち行かにやいけん、このことはこっち行かにやいけんでなしに、一つの課で対応できるような課であってほしいと思うんですが、町長の考えをお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 林業振興につきましては、昨日2番議員のところでもお答えをしたとおりでございます。町有林の規模も895ヘクタールぐらいあるというようなお話もさせていただきま

した。とはいいいながら、その広大な面積の現状はどうかということで申し上げますと、残念ながら健全な状態ではないということも多分にあるんだろうと思います。特に町内で今木材伐採するのはほとんど皆伐でございまして、問題はその再生産、それに向けての再生の部分が足りないということで、新たに町も独自あるいは県等のほかの財源も活用しながら、その再生に向けての今メニューもつくらせていただいていますけど、そうしたことを行って、40年、50年のサイクルが順調に循環するように、それからもう一つは、昨日お話があった川上から川下というようなことも非常に大事な部分でございまして、そうして林業振興対策を講じていかなければならないかと思っています。

とりわけこのJ-クレジットは、利活用でいうと非常に有効な部分でございまして、私はこの前の3月2日の研修会のほうには出張で参加することができませんでしたが、特に先行しておりますのは、中国管内では鳥取県の日南町ということで私もお聞きをしておりますけど、そうしたことも参考にさせていただきながら検討していかなければならないかと思っています。

まさにカーボンオフセットってオフセットですから、埋め合わせをするわけですから、排出する部分と逆にそれを削減する部分とが相釣り合わなければいけないというそのバランスの問題も一緒にあろうかと思っています。ただ、それが両輪でうまいこといけば、やはりCO<sub>2</sub>削減をするというのは当然でございまして、その見返りという形で山の適正管理ができるということと、もう一つは、財源が創出されるという両面の効果があるわけですから、非常に有効な手段だと思っておりますので、制度設計に向けて、これは執行部、議会という垣根は取っ払ってでも検討していけばいいかなと思っています。

そこをどこの担当課がというお話だろうと思いますが、そこへ特化をして、かなりの事業量があれば、やはりマンパワーも含めて単独した課が特化される。今回お願いをしております医療対策とかそうしたことまで行けばと思います。現状では、まだまだそうでなくて、この前勉強会のほうへ参加をさせていただいた企画課であったり、税務住民課であったり、産業課であったり、それぞれの持ち場のところでまずは情報共有しながら制度設計を少しずつしていくということになろうかと思っています。その行く先でかなりこれがうまいこと政策として回って、かなりの事業量、事務量が出てくるということになれば、議員のほうから御提案があったような案件についても、やっぱり考えていかなければならないかなという思いでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 吉賀町は比較的自然災害も少ない町と言われております。そういうところに向けて、壊れにくい作業道をつくっていき、安定して木材が搬出できるという木材の有効利用や、また、人工林も成長の早い樹木を植えたり、また、今花粉症対策でいろいろとあるんですが、そういう花粉の少ない樹木を植えていくとか、いろんな対策が一つのCO<sub>2</sub>を削減す

るんだという目標で、やはりいろんな項目に影響を及ぼしてくると思うんです。省エネ、省資源で削減するのは分かるんですが、どうしても削減できない部分を、まずはこの庁舎のエネルギー使用量からCO<sub>2</sub>がどのくらい出とるんだから、せめて庁舎で使う分ぐらいはオフセットしていくんだという目標を立てて取り組んでいく必要があると思うんです。それがまた森林管理につながっていき、それがまたCO<sub>2</sub>の削減、オフセットも増えていくと。それが再生可能エネルギーや自然エネルギーの町として定着してきて、至るところにその波及の効果が出てくるんだと思うんです。木材の有効利用にしても、先ほど申しましたが、建築材になるのは建築に使い、町の高津川流域の木材を使うというんでなく、吉賀町の木材で吉賀町の住宅を建てるんだと。残りはチップやペレットやまき等にして燃料にし、その燃料にした分だけ化石燃料の量が減るわけですから、やはりそういう計画を持ってちゃんとしていくべきだと思うんです。いろんな効果がほかに生まれてくると思うんで、そこをどうしても主導する課があつて、やったらより効果が早く現れてくるんじゃないかと思っているもので、そういう課をつくられたらと思って質問しました。

次に移りますが、大井谷の棚田についてです。棚田の石垣や水路などがイノシシ等によって壊されて、行ってみたら分かるんですが、皆さん電気柵で個々に防御されておられます。そして大変なのは、一度壊されたら修復に大変だということはお分かりと思うんですが、棚田は上の田から下の田へ次々に水を流して利用しています。普通の圃場は用水、排水が別々で水の有効利用ということではちょっとなっていないと思うんですが、その点棚田は上から下の田へ入っていきますんで、水は有効に使われていると。そういう水路や石垣をイノシシに壊されたら本当大変で、直すにしても大変な作業になります。

それで、ほかの町内地域には少し山に入ったところに防護フェンスを張り巡らして、まず圃場に出られないように張り巡らしているんですが、棚田周辺にはそれがありません。やはり見た目にもよくないし、まず棚田周辺の少し山に入ったところにフェンスを張り巡らしてほしいと思っております。

また、今年のライトアップに多くの方が来られたと思いますが、明かりがないため、地元の方がトイレ等を利用するのにも大変だったと、困ったと言われておられました。やはり駐車場や展望台に行くにも暗くて明かりが必要だと思います。防災無線のアンテナがあそこへ立ちまして、電気も近くまで届いております。そんなに経費はかからないと思うんですが、ぜひ早急に対応してトイレも電気が行きますように、また周辺の駐車場にも明かりが届き、ライトアップのときにも展望台へ上がってみるのもやはりきれいですし、あの辺の足元を照らしてもらっても助かると思っていますが、地元の方もそういうことを要望されておられました。今年も地元の方などが甘酒などの接待もされておられましたし、地元の皆さん本当に頑張っておると思います。町も一層の応援をするべきと思っておりますので、町長にお伺いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、活性化対策の、大井谷棚田について答弁をさせていただきたいと思います。

施政方針の中でも申し述べましたが、大井谷の棚田については、平成11年に認定されました「日本棚田百選」に続きまして、このたび「つなぐ棚田遺産」にも認定をされたところでございます。今では遠方より写真撮影や見学に来られるなど、全国区の認知となっておりまして、これまでの地域の皆様の保全への活動や取り組みに改めて敬意を表するところでもございます。

これまで町としても貴重な財産と捉え、産業課に担当職員を配置するなど、いろいろな形で支援をしてきたところです。今後におきましても、引き続き地域と一緒に維持・保全に向けて取り組みを行ってまいりたいと考えています。

今回議員の御質問にありました鳥獣対策や石垣の補修等につきましては、個々で対応されているということでございますが、大井谷地区におきましては、中山間地域等直接支払制度の実施地区でもあります。特に有害鳥獣等のことにつきましては、前々からお話をしておりますように、地域ぐるみでの鳥獣対策というのも推奨しておりますので、先ほど言いました中山間地域等直接支払制度もそうですし、鳥獣対策についても何かお困りのところ、それから交付金の活用については、産業課のほうでアドバイスあるいは御相談に乗ることは十分可能だと思いますので、また担当課のほうへお話のほうをつないでいただいたらというふうに考えているところでございます。

それから、これはちょっと幾らか幅広の話になるんですが、以前議会のほうでもお話をしたことがあるかと思いますが、実は令和元年に、これは国になりますが、議員立法で棚田地域振興法という法律が新たにできて、その年の8月に基本的な方針が閣議決定をされました。この棚田地域振興法に定める棚田に柿木の大井谷の棚田も認定をされております。これは柿木の大井谷の棚田ということでなくて、それを含めた旧柿木エリアが認定をされたというふうに私は認識しておりますが、そちらのほうに対象になっております。今はそこでストップしておりますが、現場は。次にこれ何ができるかといいますと、市町村でこれは官民挙げてということになりますが、地域協議会という組織をつくと、国の関係機関からいろいろなことに相談に乗っていただけるコンシェルジュを派遣したり、場合によってはコンシェルジュのほうから直接の指導とか助言を受けることもできますし、一方では、この地域協議会のほうが組織化されると、国のあらゆる省庁の補助事業とかが優先的に採択をされるという制度があるわけです。ですから、行政もそうですが、地元のほうでこうした向きがあるのであれば、この際こうした地域協議会をつくって、今苦勞しておられる有害鳥獣の対策であったり、それから石垣の法面といいますか、そうした保全であったり、それからそうしたことを基盤整備しての対策を講じるすべはたくさんあると思いますので、いろいろなそのところで多角的に検討していただいたらなと思っております。

それから、後段のライトアップ事業についてでございます。昨年11月末から本年1月末までの間に2年ぶりに実施をされました。コロナ禍のため積極的な宣伝等は行っていないようにございますが、新聞報道等を見て多くの方にお越しを頂きまして好評頂いていると伺っております。展望台への遊歩道にもライトを設置し、景観を配慮しながら安全対策も行ったとも聞いております。

議員御指摘のトイレの電気につきましては、通常、夜間の利用はなく、ライトアップ期間の夜間のときの利用に限定されると思われま。また、多くの方はライトアップを展望台から見たり、撮影されているとも伺っていますので、景観の観点からも地元の皆さんと調整をさせていただきたいというふうに思っております。

いずれにしても、今後も引き続いて地域の皆さんといろいろなことでディスカッションしながら支援も含めて対策を講じていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 町長も施政方針の中で地域と一緒に維持や保全と言われております。棚田の石垣を守るため、水路を守るために、棚田の石垣、水路は本当遺産だと思うんです。文化だと思うんです。農作業のいろんなことを教えてくれていますんで、やはり大事に残していかなければいけないと思うんですが、地元の方も高齢化されて本当に大変苦勞されているようですので、その辺も一緒に考えてもらえたらというようなことを私も思っております。

次に、3点目に移ります。水力発電について。

昨年12月の自然エネルギーについての一般質問の中で、町長は風力発電と水力発電とエネルギーについての答弁されたと思うんですが、その水力発電についての候補地があるのかどうかということをお聞きします。以前、高尻川の水を田丸地区に流して発電したらというような話を聞いたこともありますが、施政方針の中で、水害のリスクに備えるためにも流域治水へ取り組む必要があると言われております。その高尻川の水を取って横立地区は圃場でしたが、今は宅地に変わり、逆に水を取り入れることから水から守る方向に変わってきたと思うんです。総合的に治水対策も同時に考えることが必要になってくると思うんです。高尻川の水量にもよりますが、また田丸地区との落差やいろんな条件にもよりますが、建設費など経費の問題もあると思います。いろんな案を出して検討して、一番建設費が安くつくような方法でコストを下げていくという方法は当然取られると思うんですが、水量や水圧、この条件から最大の効果を引き出すにはどういう方法があるかと考えますと、やはり今かきのきすいでんくんが落差が14.7メートルぐらいと聞いております。水量は高津川本流から取水するというその何分の1もないと思うんですが、水量がない代わりに水圧を上げてタービンを回すとか、いろんな方法が想定されると思うんです。

また、落差が30メートル以上あるようでしたら2段にして一つ水を二度使うとか、測量してみないと分からないと思うんですが、そういういろんなことも考えて、それで最終的にその水は真田地区の圃場の用水等に、今圃場整備されて水は正国公園の上側から取水されていますが、かなりの長い水路になっております。あの面積という、やはり高尻川の水がもし取れるなら、今の学園付近の圃場には大変有効に働くのではないかと、そういういろんな利用方法があるんじゃないかと思うんですが、そういうことも勘案してどういうふうを考えられておるかということをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目の水力発電についてお答えをしたいと思います。

なお、この水力発電の件につきましては、昨年同じく12月の定例会でございましたが、一般質問におきまして、9番議員のほうから同じ案件についての通告がありまして、そのときと状況的には変わっておりません。その内容と重複する部分につきましてはお許しを頂きたいと思えます。

水力発電について候補地があるのかの質問についてでございますが、候補地があるかないかで申し上げますと、現在において、水力発電設備を整備する候補地はございません。

また、高尻川等の具体的な地名の御紹介がございましたが、過去に島根県が平成24年度に町内7か所につきまして発電の可能性について調査を行った中に、高尻川が取水する案が含まれておりました。

調査内容の概要を申し上げますと、町内において水力発電の可能性がありそうな場所7か所について現地確認を行いました。その中で地形や水量などから可能性の高いと思われる2か所について、より踏み込んだ検討を行ったところでございます。

先ほど紹介いたしました、高尻川から取水して真田に発電施設を設置する案、これは先ほど議員のほうから御紹介があった。もう一つは、椈谷の古江堂川から取水して中河内に発電施設を設置する案。この2つでございますが、いずれも整備費やランニングコスト等について試算し調査を行ったところでございます。

その試算の結果でございます。20年間の稼働期間について、2か所どちらにおきましても、発電原価が売電単価を大きく上回ることとなりました。このような報告を受けたところでございます。高尻川と古江堂川の調査をあのときに行ったんですが、いずれも水路式とか流れ込み方式を使ってかなりの総事業費、当然膨大な投資になりますが、さっきお話をさせていただきました、発電原価が売電単価の比較してどうかということでございますが、高尻川の場合は1.6倍、それから古江堂川の場合は1.7倍なんです。これは何を示すかといいますと、いわゆる費用対効果ですから、この発電原価が売電単価に対して1.0未満なら要するに効果があるということな

んです。これが1を超してしまうと費用対効果のバランスが取れないと、こういうことです。ベストはその比率が1.0未満なら一番いいんですが、少なくともこれが1.5を下らないと、なかなかその費用対効果でいうと厳しいというような結論が出ましたので、それ以上の調査には踏み込んでいないという状況でございます。そうしたことを経て今日に至っておりますので、現状ではほかの議員のほうからも水力発電のお話もございますが、現状においては、その候補地については町としては持ち得ていないということでお答えをしたということでございます。

なお、今申し上げました検討には、砂防指定等の許可や水利権者等との調整は含まれていませんので、それは申し添えておきたいと思えます。

それから、後段のところで流域治水のお話もございました。水力発電につきましては今申し上げたような状況でございますので、例えば取水をすることによって水対策がというお話だろうと思うんですが、そうしたことができない、するような状況にないということでございますので、こうなりますと流域の治水の対策につきましては、それ以外の様々な方式で行っていかねばならないかと思えます。施政方針にも書いておりますように、この圏域で、高津川流域でまさに流域治水の協議会なども設置をさせていただいております。吉賀町もその構成員の一つでございますので、流域の皆さんと一緒に官民挙げてその対策をしていかねばならないかというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） ランニングコストもですが、建設費で、今ある田丸のトンネルがあると思うんですが、これの下を抜いて導水管止めていくとか、建設費もかなり安く上がると思うんです。今のトンネルの下に導水管を入れる。導水管自体もいろんな耐用年数等々が長くなってくる材質のものがあると思うんです。そういうところをもう一度設計見直すとかしてみる。今水量がいつも100%の発電はできないかもしれませんが、その分の水圧上げて何かタービンを回していくとか、いろんな条件重ね合わせて、何とかそういう自然エネルギーで成り立つような町としてそういう自給の町として取り組むという町の方針やビジョンを掲げることが本当大事だと思うんです。そういう山林にも恵まれていますし、水も上流であると思うんです。その目標や目的をちゃんと掲げてそれをみんなで取り組んでいく。そういうことがやはり町が前へ進んでいく原動力になっていくんだと思っておるんですが、もう一度今の水力発電については、今のかきのきのすいでんくんがかなり寄与していると思うんです。どうしてももう一つそういう水力発電があつたらいいんじゃないかと思うんで、何とか諦めずにそういう設計ができないか。建設費をもう一度試算してみるとか、そういうことができないものでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど申し上げたとおりでございまして、前段で調査等を行った中で費



用対効果の部分では大変厳しいよという結果がまず出ておりますので、それ以上のことは今やっておりますけれども、私といたしましても、昨年の12月の9番議員のときにお答えをさせていただきましたが、国のほうでは水力発電の導入加速化補助金というものを令和4年度で20億円準備しておられます。それはどういう用途になるかという、2つあって、一つは新たに水力発電所をつくる、そのための調査業務の支援。もう一つは、既存の発電所の拡充、要するに再利用とかですね。それから、今ある水力発電以上の効果を上げるようなことはできないかというようなところでメニュー持っておりますから、先ほど言った費用対効果のところが大きくクリアができておるのであれば、ぜひともそういったことも検討させていただいて、まさに再生可能エネルギーですから、SDGsのこともありますが、持続可能なものにしていきたいなと思っておりますが、現状においては、さっきお答えしたようなことをございますので、今の段階で具体的なということはありません。むしろ今ある柿木の吉賀町小水力かきのきすいでんくんですね、担当室長のほうにも計算させましたが、本当に順調に稼働してまして、何もしなくても1日で17万円あそこで稼いでいますからね、17万円。それで1年間で6,300万円ぐらいの売電を上げているということですから。1日に17万円を稼ぐわけですよ。ですから、そうしたものを今度は町の施策の中へまだまだ落とし込んでいくとか、あそこへ皆さんにもまだまだ興味を持っていただいて、ほかの施策のほうへ波及していくとか、そうしたことをまだまだやる余地はあるかと思しますので、新しい発電所をつくるというのも当然一つの案だとは思いますが、現状においてはそうした状況でございますので、今あるものをいかに有効にということは今からはやっぱりやっぴりやっぴりかなければならないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 柿木の発電所も先人の方がつくってくれた施設だと思うんです。それが今花開いて役に立っていると。先のことを考えて、町長も先ほど50年と言われましたが、やはりそういう先を考えたら、ここでそういう発電所をつくっておいてあげるとか。それも先ほどから言いますように、かきのきすいでんくんは水はそのまま流して高津川にもう一遍流すだけなんですけど、それをその水がいろんな効果を生めるような併せてできると思うんです。今の流域治水にしてもそうですし、真田地区のもし用水が足りないようでしたらそれへも使えるし、いろんな水の利用方法もプラスアルファで出てくるわけです。今のかきのきすいでんくんが今本当に町に寄与しているという、どっか発電所をつくって、そういう将来の町のためになるようなことを取り組んでおいてほしいなと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で10番目の通告者、7番、河村隆行議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後1時48分休憩

午後1時58分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

1 1番目の通告者、1番、桜下議員の発言を許します。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 桜下でございます。

3月定例会、一般質問、最後でございます。執行部の皆さん、議員の皆さんも、大変お疲れでしょうが、最後まで緊張感を持って質問をいたします。どうか、御答弁よろしくお願ひします。

私は大きく2問、通告をしてありますので、質問させていただきます。なお、それぞれ細かく質問してまいります。通告書には載せてありますので、どうかよろしくお願ひします。

まず、1点目は、六日市病院の公設民営化移行への現状と課題についてということで、質問させていただきます。

7項目に分かれております。1番目は現在の進捗状況、2番目は今年度の財政状況の予想は、3番目に公設民営化移行への条件として、収支のバランスというのがあるが、財政支援はするのか。4番目は、財政支援は評価委員会の中で、協議されるのか。5番目に、医師住宅、看護師寮について、医療サービスとの協議の進捗状況について、そして6番目に、4月より設置される医療対策室に町職員が派遣される。公設民営化に向けた第一歩である。医療対策室設置に対する、町長の決意を聞く。

そして7番目に、6月議会で評価結果の報告が予定されております。評価委員会から報告がありますが、議会は評価内容に対して、意見、再検討など、要望ができるのか、議会と評価委員会との関係について、お聞きします。

まず、1点目の進捗状況についてお伺ひします。

公設民営化へ移行ということを、少し整理しますと、六日市病院の赤字が原因であります。赤字の原因については、前回、町長にもお伺ひしましたが、町長と認識は一緒でありましたが、何も病院が黒字であれば、公設民営化へということはないわけでありまして。

病院の赤字の原因は、2点あります。1つは人口減による受診者の減少、つまり入院者も減ったということでございます。

2点目は、2年に1回、国が診療報酬の改定をしますが、この診療報酬の改定によって、全国の病院が、本当に赤字経営に陥っております。この2点が六日市病院の赤字の大きな原因であると思っております。つい5年前までは、六日市病院もほとんどの経営でありましたが、人口減それと診療報酬の改定、この2点により、六日市病院が赤字に転じて現在に至っております。

あり方検討会議を設置しまして、県と町と病院とで、公設民営化へというのを打ち出して、そ

してコンサルタントも、今回で3回目ではありますが、町長は明言されませんでした。指針としては、令和6年度から公設民営化へ移行ということを目標としておりますが、コンサルタントより、経営改善計画が、現在協議をしておりますが、3月末までに報告があります。

そういうスケジュールで、いよいよ3月末が迫っておりますが、今一番、町民の皆さんにも関心がありますし、町としても、一番の課題であります、六日市病院の今後の状況であります、最終段階に来ております。

大きく今、概略を述べましたが、現在の進捗状況につきまして、9番議員も先ほどいろんなことを質問されて、町長答弁されておりますが、また同じことになるかも分かりませんが、現在の進捗状況についてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桜下議員の六日市病院の公設民営化移行への現状と課題についてということで、まず1点目の進捗状況についてございます。今、大方のところは、議員のほうからも発言ございましたが、当然重複する部分もあろうと思いますが、簡潔に申し上げたいと思います。

社会医療法人石州会の経営改善計画策定の進捗状況は、先般2月25日の全員協議会の席で説明しましたように、改善項目ごとの検討も終盤を迎え、その検討内容をスケジュールに落とし込んだアクションプランの策定に着手しておりますが、3月9日の石州会経営会議では、アクションプランのイメージが提示されただけで、その根拠となる資料の提出はありませんでした。

また、令和4年4月以降の診療報酬改定分の影響の検証等が行われ、その結果を収支シミュレーションに反映させる必要がある。その作業も現在進行中であるため、先般の全員協議会で、説明をさせていただいた内容から大きな変更といたしますか、進展はないということを加えておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 3月末に向けて、スケジュールも予定どおりに現在進捗は進んでいるものと、勝手に解釈しておりますが、町長の答弁で、大きく変わりはないということで、そのように承ります。

2番目の今年度の財政状況の予想につきまして、お伺いします。令和3年度石州会の収支報告がホームページに載っておりますが、4月から11月までの実績であります、これホームページに載っておりますので、皆さんも見られると思いますが、この中で、六日市病院に対しまして、相変わらず人件費が大きくウエートを占めていると、現在74%ぐらいのウエートを占めているということですが、国と町のほうから病院には約2億1,000万円ぐらいの財政支援をしております。

そして、ホームページに載っておりますが、病院に対しまして、コロナ関連補助金の合計が、昨年の11月までに約1億291万4,000円、これがコロナ関係で、普通の財政支援とは別に、病院のほうに交付されております。

これ、ぜひ、この席で述べたいと思いますが、具体的には、経営改善案がない中、実は一昨年の12月から無期限で、病院長、そして両看護部長、事務部長が役職手当を自主返納されておられます。そして昨年の4月からは、事務次長も役職手当を自主返納されています。

さらに、昨年の4月からは理事長、つまり病院長であります、給与の半分を自主返納されております。この金額がホームページに載っておりますので、公開しますが、年間約1,770万円を返納されておられます。人件費が先ほど74%占めているということで、申しましたが、病院側はこういうふうにご給与を自主返納されて、そういう努力もされておられます。

ここはいろいろ、私も病院のことで、何回も何回も質問しておりますが、こういう努力もされておるということを、あえてこの場で皆さんの前で申し上げたいと思います。

それで、先ほど言いましたが、国あるいは町が約2億円以上の税制支援等、コロナ関連で1億円以上の補助金が六日市病院に、今年の3月までに交付されますが、これを踏まえて、町長に、もし分かることがあれば、3月末までの六日市病院の財政状況について、分かればお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、今年度の財政状況の予想はということでお答えをしたいと思います。

今年度の財政状況の予想でございますが、予測でございますが、今年の2月24日に開催されました、石州会管理運営会議での説明によりますと、最終の経常利益はマイナスの1億円以内であると、報告を受けています。

参考までに、石州会の令和3年度当初の見込みで申し上げますと、マイナスの2億4,863万9,000円ということでございましたので、差し引きをいたしますと、約1億4,800万円余の改善が、この1年間に、当初の計画と比較すると、改善が図られたものだと思います。その中には、先ほど議員が言われたような、給与の自主返納もやっぱり含まれているのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） いろんな財政支援しても、まだ1億円ぐらいの赤字が出るだろうという予想、町長のほうからも報告がありました。

なかなか黒字経営に移行というのは、非常に厳しい状況で、その中で今、経営改善計画を作成中であると思っております。

3番目に、現在協議中ではありますが、公設民営化移行には、条件として収支のバランスが取れておるのが、条件の大きい一つではありますが、先ほどちょっと後先なりますが、恐らく1億円以上も、今年度も赤字が出るということではありますが、当然収支のバランスは取れておりません。

そのことで、まだ年度末でどういうことか分かりませんが、現在の予定、町が財政支援をしないと、公設民営化には当然移行できないわけでありまして。

そこで、今後は財政支援をするのかどうか、町長にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今後の財政支援のことについてでございます。

この件につきましては、先般2月25日の全員協議会でも説明をさせていただいたとおりでございます。今後の財政支援について、町の中期財政計画でも御説明申し上げましたが、特別交付税分と追加支援の1億円を計上しております。したがって、経営改善計画の内容が適正という判断に至りましたら、当然のことでございますが、先ほど申し上げました、その範囲内で、財政支援を検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） それでは、4点目です。この財政支援につきまして、今後設置されます経営改善計画の中身は評価します、評価委員会の中でも、町の財政支援については協議されるのか、それとも、全くこれは財政支援については、町独自の考えでやるのか、評価委員会とは全く関係ないのか、そこをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 財政支援と評価委員会との関連だということで、お答えをしたいと思います。

今、準備をしております石州会経営改善計画評価委員会でございますが、これはあくまで石州会から提出されるであろう改善計画の内容について、計画そのものについての実現性等の評価のみを行う委員会でございますので、財政支援の部分につきましては、その評価結果を見て、町のほうが判断することになるかと思っております。

ですから、評価委員会のほうで、財政支援をする、しないという判断をするような組織ではないということ、申し上げておきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 財政支援については、町が単独で検討するということをお聞きしました。

5点目は、医師住宅、看護師寮について、六日市学園につきましては、既に昨日も報告がありましたので、触れませんが、医師住宅、看護師寮が吉賀高校の前と、そしてこのすぐ近くにあり

ますが、これにつきまして、医療サービスとの協議の進捗状況についてお伺いします。

これは前回の一般質問でもお聞きしましたが、来年が多分期限になっていると思うんですが、更地にして町側に返すという条件になっているということなんです、そういうことになりますと、医師住宅を解体しますと、六日市病院の先生は、町営住宅に入っていただくというようなことになるんじゃないかと思えますし、また、この協議につきましては、前回の一般質問のときに、これは医療サービスと六日市病院との関係のことなので、町は入らないと、ということが町のスタンスだということ、町長から言明されましたが、そのときに、私は質問しましたが、これは松原町長時代に、町の誘致企業ということで、六日市病院を誘致しております。

誘致企業でありながら、その後、構想について、町は一切関わらないというのは、私は避けて通れないということを申し上げましたが、私の理想は、今の老朽化しております看護師寮、あるいは医師住宅につきましては、町が無償で譲渡をしていただき、そして整備をし、そして4,000人近くから出ておりました要望書がありましたが、外国人労働者の住宅環境の整備という要望がありましたが、ここは老朽化した医師住宅あるいは看護師寮を、町が無償で譲渡をしていただき、整備をし、外国人労働者に貸し出すと、そのようなことをできるんじゃないかと思えますが、もろもろ含めて、今私が提案をしましたが、そのことも含めて、医療サービスとの協議の進捗状況についてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 令和3年6月議会的一般質問にお答えしたものでございますが、今後医療従事者が大幅に減少する可能性が高く、現在の住宅が全て必要かどうかは、今のところは不透明な状況でございます。

よって、石州会が今後どのような規模で、病院、介護事業を進めていくのか、現在策定中の経営改善計画と整合性の取れた、医療従事者用の住宅の必要性が明らかになれば、今後、地域医療を守るために必要な支援は当然検討してまいりたいと思えます。

ですから、今幅広に外国人だったり、一般企業の従業員の確保という話もございましたが、第一次的には、今の病院さんのほうで、どうしたものか、ニーズがあるのかというところをまず示した上で、それからあとのところを考えていかなければならない、まずは経営改善計画の中で、どれだけのマンパワーを必要とするのかというのが、見えてこないということだろうと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） それでは、6点目の4月より設置される医療対策室に、町職員が派遣されます。内訳は先ほど9番議員が質問しておりましたが、内訳は述べませんが、とにかく町の職員が派遣されます。公設民営化に向けた本当に第一歩であります。

医療対策室設置に対する町長の決意はということで、お聞きしますが、なぜ、この質問を、用意をしましたかといいますと、私はボタンの掛け違いがあっては絶対ならないと思っております。これは何度も、私も一般質問でさせていただきましたが、恐らく町長は否定されると思うんですが、否定をされましたが、六日市学園が財政支援を町に要請をするときに、そのとき大きな双方がボタンの掛け違いがあったと思います。

そこが引き金で、六日市学園が閉校になったといういきさつがあると、私は思います。これは町長は絶対否定をされますが、否定もされましたが、恐らくほかの議員も、町民の皆さんも、この対応、ボタンの掛け違いが、六日市学園の閉校の一因であるということは、本当皆さんはそういうふうにおられます。

そういうことは、もう3年前に発生した、是か非かは別としまして、ボタンの掛け違いがあってはならない、町の職員が医療対策室に派遣されるということは、病院側の職員が派遣されて医療対策室に勤務されて、今後の六日市病院について一生懸命考えると、医療対策室というのは、公設民営化を是か非かするぐらいの本当に重要な組織と思われれます。

そういう意味で、この医療対策室にかける重要な思いが、私は皆さんあると思うんですが、決意、決意で町長に何回も決意をお伺いしております、また今回も決意ということではありますが、医療対策室設置に対する町職員も数名、そこに行かれますが、医療対策室設置に対する町長の思いといひましようか、決意を改めてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） これまで全協で説明をさせていただきましたが、今、条例も含めて上程をさせていただいております。医療対策課でございますが、これはこの職員が全て賄うわけでございます。そのことは申し上げておきたいと思っております。

その上で、これまでも1番議員のほうからは、決意のほどを求められている、その都度申し上げておりますが、今回も改めて、私の気持ちも含めて、ここは真摯にお答えをさせていただきたいと思っております。

今、お話がありました、医療対策課設置に対する、私の決意についてでございます。本日に至る経過について、詳しくは改めて申し上げますが、関係者にとっては、本当に、長くつらい道のりでありました。令和元年夏には、石州会、島根県と当町の3者で構成する、吉賀町医療・介護あり方検討会議を設置しまして、多くの紆余曲折がありながらも鋭意協議を重ねて、本日に至ったところでございます。

そして、協議の結果、病院機能存続のためには、公設民営による運営方式が適当であるとの判断に至りまして、その実現に向けての不確定事項の検証も、行ってきたところでございます。

その中で、最も重要となる町財政への影響の精査のために、病院の経営改善計画の策定に着手

していただき、まもなくその成果品が提示され、行政や外部有識者で構成する評価委員会で検討し、公設民営化の可否について、御判断を頂く、こういった段取りになっております。

こうした中、今回、地域医療対策に特化した部署として、六日市病院内に医療対策課を設置する機構改革を行うことを、本定例会に議案上程をさせていただきました。

当町としましても、平成17年の町村合併で吉賀町が誕生いたしました。それ以後、行政改革に取り組んでおきまして、財政的にも、人間的にも本当に厳しい状況が続いております。しかし、住民の皆さんの命と健康を確保するために、医療体制の充実が欠くことのできない最優先事項であります。その意味においても、六日市病院は当町にとって、中心的役割を果たす医療機関として存続していかなければならないと思っておりますし、ぜひ存続していただきたいという気持ちでございます。そのような観点から、六日市病院内への医療対策課の設置を決断した次第であります。

これまで、繰り返し申し上げておりますように、この地に病院機能を残すということは、本当に至上命題であると認識をしております。そのためにも医療対策課の設置によって、吉賀町と六日市病院がより一層連携を密にして、初期の目的が達成されるよう、頑張ってもらいたいと思っております。

そうした思いでございます。ぜひ六日市病院におかれましては、こうした町の思いを重くやり受け止めていただき、立派な経営改善計画、評価委員会のほうで御理解が頂けるような経営改善計画を、ぜひ提出していただくことを、改めてお願い申し上げておきたいと思っております。

今、通告のありました、医療対策課設置に対する私の思いでございますが、これまで、あらゆる場面でお話をさせていただいたものと変わりはないということ、改めて申し上げて、私の思いを表明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今まで町長の決意を何回もお聞きしていましたが、町長の決意を聞くのはこれが最後になると思っております。

それでは、7番目です。これは非常に議員からも興味あることなんですが、今月末に経営改善計画が提示されまして、プレゼンテーションを経まして、予定では、令和4年6月定例会において、評価結果を報告があるという予定になっております。

一番知りたいのは、この改善計画を評価委員会が評価をされると思うんですが、以前、副町長は改善計画が履行されないようであれば、六日市病院の将来はないんだと、ということ、強い思いをされましたが、そのくらい、経営改善計画に対する評価委員会の責任というか、重いものがあると思うんですが、これはプレゼンテーションを経て、議会に経営改善計画が報告をされた場合、議会として、まだ過程ではあります、報告を受けて、質問をして内容を聞くことは、こ



れは可能と思うんですが、例えば、このことに関して否定ではありませんが、直したらどうかとか、あるいはこれはこうしたらどうかとか、これは絶対に賛成できないとか、仮に議会のほうから、そういう報告会のときに、要望なり、指摘があった場合は、このことを踏まえて、評価委員会にまた戻して、評価委員会で決められるのか、あるいは議会は要望なり一切聞かずに、ただ報告だけを受けるのか、その辺について、これ非常に重要なことと思うんですが、評価委員会と議会との関係について、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 最後は、議会と評価委員会との関係についてのお問合せでございます。

石州会経営改善計画評価委員会につきましては、経営改善計画の内容が明確な根拠によるものか、あるいは実現可能か等の評価を行う委員会でございますので、直接的な議会との関係はないものと思っております。

ただ、6月の議会で評価委員会からの報告と、それを受けての町の判断等の説明を行いますので、当然その際に、議会より御意見を頂くということは、行わなければならないと思いますし、そうした機会はぜひ設けていく準備はございます。

あと、評価委員会での評価の結論が出るまでの過程において、情報の提供だったり、公開であったりということでございますが、これは評価委員会の中で、運営の方法を行うことです。そもそも全協でお示しをしましたが、評価委員会については、極めて内部的な資料もございますので、原則非公開ということが多分書いてあったかと、思います。多分そのような件があったかと思うんですが、もしそうでなかったら、書いてますね、原則非公開ということをやっています。

ただ、これは我々の執行部側のほうでございますから、評価委員会の中で、議事の進め方、そうしたところは、当然最初の会議では改めて、確認をしていただくような作業があらうかと思えますので、その結論を見て、評価委員会のほうで、評価委員会以外のところへの情報提供なり、開示をするかというのは、そちらのほうで決めていただく部分だろうと思います。

それまでを、今の段階で、我々がこうしてもらわんといけんとか、そういったことには、なかなかならないと思います。

ですから、基本的には、議会と評価委員会はそうした関係になるというふうに、現段階では考えております。あとは評価委員会のほうも、運営の仕方の部分だろうと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 要望ではありますが、当然ながら予算も絡むことであります。皆さんの税金を使わせていただくことになりますので、議会としては、ただ報告を受けるんじゃない、経営改善計画に対して、評価委員会から報告があったときに、ぜひ議会からの要望なり、改

善なり、そういう質問ができるような会にさせていただきたいと思います。これは強く要望いたします。

それでは、続きまして、教育長にお伺いします。

病院のこと、今日も11人のうち5人の議員が、病院、学園関係に質問するという大変な重要なことでありましたが、実は、今から質問することは、非常に大切なことであります。

公民館主事の2人制についてということで、少し拡大を、通告には上げておりますが、社会教育士のことにつきましても、触れて質問させていただきます。

公民館主事の2人制につきましては、町長は就任当時、公民館は人づくり、まちづくりの拠点にという強い思いで、公民館主事を2人にするという、町長の強い思いで、3年ぐらいたっておりますが、公募をかけても、現状なかなか応募がないということが現実のようではありますが、2人制につきまして、以前から一般質問でもしましたが、反対をしておりました。

というのは、私が反対するんでなく、現場の館長からも、複数の館長が、なぜ2人制が必要なのか、1人ではいけないのかという声が、早くから上がっておりました。

何年か前に、私が総務委員長をやっているときに、町内5か所の公民館を、ヒアリングをして歩きました。そのときは主事が2人でなければならないと、今も1人で大変だという声は一切なかったと思います。たしか出ませんでした。

それでもなおかつ、町長は2人制にするということを述べられましたが、町長からたしか反対をするという公民館長の声が、町長のとこまで上がってないんだと、反対であれば館長会議で、しっかり意見を述べて、協議をしてほしいという、町長の答弁がありました。私ははっきり覚えておりますが、その後、総務委員会でもそのことについては、触れませんでした。先日、公民館主事の公募が出ておりましたので、主事を2人にするということは、町長の強い思いであるということで、よく分かりました。現在も進んでいるということではありますが、公民館主事につきまして、館長、主事より反対の声が出ていると聞いております。

地域の拠点に公民館をという町長の強い思いは理解できるが、現場の声をもっとしっかり聞き、制度の見直し、再検討すべきではということで、質問させていただきます。

まず、教育長に、先ほどから町長、町長言いましたが、これは、管轄は教育長なんで、教育長にお伺いしますが、まず1問目で主事を2人制にする意義をお伺いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 2人制の意義はということでございますけれども、公民館を拠点とした人づくり、地域づくりを進めるにあたり、協議してまいりました「公民館のあり方」には、吉賀町の目指す姿を「自立した人たちによる、持続可能な地域」としています。

そして、その実現に向けた公民館の役割は、「住民自治の力を高める、伸ばす」とし、できる

ことは何か、どこまでならできのかを、自らが考え、また対話や議論を通し、地域の問題や課題を見出し、解決できる自立した人や地域団体を育てることとしており、「学び」を通した「人づくり」を進めていくこととしています。

この公民館の役割を果たしていくに当たっては、現在の公民館の体制を強化していく必要があると考えています。そのための公民館主事2人体制です。

もう少し具体的に申しますと、今現在、2名配置してあるのは1公民館、ほかは1名でございますが、日々主事の皆さんには、業務に精励していただいております。

日々の業務には、事業の推進であるとか、イベントや行事の企画、準備、運営であるとか、それから連絡調整に関する事務であるとか、公民館の貸出業務あるいは公民館の維持管理等、多岐にわたる業務を、日々勤めていただいております。

その中で、公民館主事の業務が多くてやれんと、2人にしてもらいたいと、そういう声は、私どもも把握はしておりません。ただ町長の申されます、これからの人づくり、地域づくりを進めるに当たっては、さらにもう少しプラスアルファというか、大きなものが必要となってまいります。

実は公民館長会議で、そのあたりはどうするのだというようなところで、いろいろ意見が出まして、そのあたりを、教育委員会、中央公民館としての考えはどうなのだとところで、館長の皆様からいろいろな御意見を頂いたところでございます。

この内容につきましては、それぞれの公民館の地域の実情なり、公民館のそれぞれの歴史なりがございます。新たに2人になったときに、その人が人づくり、地域づくりを進めるという、その人が役割を担うのではなくて、その2人が、例えば半分ずつするであるとか、いや3分の1、3分の1にするであるとか、そのあたりは、やっぱり公民館それぞれの実情によって違うと思います。

ですので、そのあたりが中央公民館としては、こうなさいよという大きな方針はあまりにも出しすぎると、またやりにくくなる部分も出てまいります。

そこで、今現在ですけれども、2人の募集中でございますので、そのあたりのある程度のいろいろなパターンといいますか、そのあたりを提案して、しっかりと事前協議をしながら、公民館に人づくり、地域づくりを進めていただくようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今の教育長の答弁、よく理解をしております。

確認をしたいんですが、私も実際に聞いておりますが、現場の公民館長から、公民館長会議で、2人制について反対という意見が出たと聞いておりますが、これは事実でしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 館長会議で2人制に対する反対の意見が出たのでは、ということについてでございますけれども、これまでの館長会議においては、2人目の主事は何をするのかといったような、先ほどの答弁しましたような御質問はございましたけれども、反対があったというような認識はしておりません。

もう既に2人体制で進めているという基本原則は、皆さん御了解いただいていると思いますので、そのように進めておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） それでは3番目と4番目は、同じようなことなんで、質問一緒にさせていただきますが、現在、町のホームページにも載っておりましたが、公民館主事の応募が載せられております。

先に質問を読ませていただきますが、一般主事と社会教育士の称号を持つ主事との仕事上の格差があるのかということです。

それと、現在主事の募集が行われているが、募集要項の中で、給与の格差が非常に大きいものがあり、館長、現場の主事より不満が出ていると、意味が分からないと、差額が大きすぎるといことが言われております。公民館主事に、社会教育士、ここは資格といひましようか、称号は必要なのかということで、3番と4番まとめてお聞きしますが、社会教育士の称号というのは、資格でなくて、講習を受けたらもらえるというのが、称号だということなんですが。

町のホームページに載っておりました応募要項の中を見ますと、社会教育士の称号を取得している方は、給与は月額21万4,200円。社会教育士の称号を取得していない方は、給料が11万3,094円から14万4,918円ということで、称号を取得しているといないで、最大10万円違います。

同じ主事の仕事をしながら、毎月10万円の差があります。だから先ほど、私がこの社会教育士の称号を持っている人と、持っていない人の仕事が、それだけ差があるのかということをお聞きするわけです。

普通に同じ仕事していて、隣に座っている主事さんが同じ仕事をしていて、年齢関係なくして、10万円も違っていたら、それ本当に不満に思いますよ。そのことを現場では、募集要項が出て、館長からも、現場の主事さんからも、大きい疑問が出ているわけです。

それで、教育長にお伺いしますが、教育長に就任されて、まだ短い間で大変申し訳ないんですが、これは御存じと思うんですが、吉賀町公民館長一同から、教育長宛てに要望書といひましようか、質問書が出ております。その中の、9項目質問書が出ておりますが、これの1番の原因は、社会教育士を持っている者と、持っていない者との給料格差、仕事がそんなに変わらないのに、

これだけの格差がある。これでは現場は混乱するというのが、主な趣旨であります。これら主事への大幅な加算がされることから、職場での人事管理や仕事の士気、職員感情の中に、疑義や不公平感が生まれていると、ということ、公民館長一同が言っているわけです。

本当に称号が必要なんかどうかということも、質問されております。

月10万円と言いましたが、これ最大幅が10万円で、一番低い方で、高校卒業されて、社会経験が全くない方が、主事に採用された方が一番低いランクであります。その方と資格を持っている方は10万円違うということでもあります。

だから、全てが全部10万円ではありませんが、最大10万円の差があるということでもあります。

町長が答弁されておりますが、そのことを引用しました。

館長一同から、同じ仕事をしながら、給与が倍近く違えば、仕事の量や質、内容、評価等で当然職員間に不満やコミュニケーションに支障が生じかねない。主事の仕事の差別化をどうするのかという質問も出ております。

いろいろ質問しましたが、なぜ、仕事に差別があれば、いくら給与に格差があっても、それは問題ないんですが、先ほど言いましたように、最大幅、同じ仕事をしていて、給料の格差が10万円も違っていたら、当然現場で、混乱が起きると思うんです。

このことが9項目の質問の中に書いてあります。改めて私が地区の公民館長さんのほうから、いろいろお聞きすることについて、このことについて、賛成、反対は別として、非常に現場で混乱しているということをお聞きしたものですから、質問させていただきました。

いろいろ質問しましたが、教育長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、議員が御指摘なられた公民館長さん、いろいろお聞きになられて、非常に公民館長、それから公民館主事が混乱している、それから不安感を持っている、ちょっと不信感というようなところもある、というようなことについては、この前から公民館長会議を重ねておったり、それから近々には、公民館主事の方に集まっていただいて、既にヒアリングはしているんでありますけれども、館長様、それから主事の皆様には、おわび申し上げたいというところがございます。

何をおわびするかと申しますと、まずは事前にきちんと、こういうふうなことを考えているところを、事前に協議といいますか、そこのあたりをきちっと説明をしていなかったところで、混乱や不安を招いたというところがございます。そこについては、重ねて本当におわび申し上げたいところがございます。

さて、社会教育士と、今現在お勤めの公民館主事の違いについて、まずその差について説明を

させていただきます。

社会教育士の称号を持つ主事と、そうでない主事の仕事上の差があるのかということについてでございますが、各館における業務の配分、振り分けについてですけれども、称号のある方がこの業務、ない方がこちらの業務といったように、称号の有無によって振り分けるのではなくて、先ほども申しましたけれども、地域の特性、公民館の業務の違い、実情によりまして、分けることになるかと思っております。

この差の捉え方によると思えますけれども、仕事、業務をする上での差というよりは、称号お持ちの方には、その役割として、各館における業務のほかに、サクラマスプロジェクトフォーラム、この2月に開催しましたフォーラム。あるいは、公民館と深く関わりのある事業ではあるけれども、公民館を超えて全町にわたる事業や教育委員会が行っています、サクラマスデー親子教室など、こういった各館を超えた事業に携わっていただこうと考えておるところでございます。

もちろん地域に特性があるように、館によって、業務の違いがありますので、公民館長、公民館主事と話し合いながら、どのように関わっていただけるかということ、協議してまいりつもりでございます。

なお、社会教育士の称号をお持ちの方は、講習を受講される際、また各館を超えた事業等に関わっていただく際、新たな人脈、あるいはネットワーク、広い視野を得る機会が多くなってまいります。そういった部分は目には見えませんが、様々な取り組みの中で、力を発揮していただけるものと期待しているところでございます。

まだ、実際には、配置をされてない状況です。その中で称号のある人はこれだけ、今までの主事の方はこれだけというふうなことで、初めから先入観を持って、これをやってもらいたいということではなくて、先ほど、館長さん、それから主事の皆さんが不安を抱いていたところ、ちょっとどうなのかなというところを、しっかり聞きながら、やはり業務の内容というところは、差がついてくると思います。

それは、今ここで具体的にこうだということは、申せませんが、我々はやはり社会教育士という称号を取っていただいた方は、町長が進めている公民館を拠点とした人づくり、地域づくりに大きな力を発揮している、その期待を込めてのものでございます。

本当に、具体的などころの部分のところは申せませんが、そういう思いでございますので、そのあたりの思いだけでも、御理解いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、差額が大きすぎるということについてでございます。公民館主事に、今募集しておりますけれども、社会教育士の称号は必要なかということでございますが、資格要件としては必要ではございません。午前中の答弁もしましたとおり、社会教育士を持っている方を優遇する

ということでもございません。採用試験は中立公正に進めてまいりたいと思っております。

社会教育士は、令和2年にスタートした新しい制度ですが、本年度在職している主事の中から、社会教育士の取得を目指す職員が現われてまいりました。取得は容易なことではないと思っております。

ですが、前向きな姿勢というのが、大変ありがたいと思っております。社会教育士を取得するに当たって、得られた知識や経験は、本人の自信にもなり、きっと地域のプラスになるものと思っております。

今回、公民館主事で社会教育士を取得されている方の報酬を、別に設定をさせていただこうと考えております。もちろん在職中の主事の皆さんにも適用されます。この報酬の差というのは、実はずっと今年度経過を説明しましたように、公民館主事の募集をしたところではあるんですけども、秋口には1人の採用ということにとどまっております。

町内ではなかなか難しいという状況、全国発信をして、町外、県外から来ていただく、そのときに実際問題として、この報酬額ではなかなか難しいということもございました。

そういうところで、期待を込めている部分、それからしっかりと募集をしていただいて、採用して、公民館主事として働いていただけることを期待いたしまして、こういうふうな差額を設定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今後の期待ということ、教育長が言われました。その資格があるなしで、そんなに仕事の格差がないということではありますが、現在、資格持っておられない主事の方、10万円も給料が増えるのであれば、講習に行くということが当然出てこられると思うんですが、今おられる方全部が社会教育士の資格を取りに行くということも、全くゼロではないと思うんです。給料が10万円も違えば、誰でも考えると思うんですが、時間も迫っておりますが、このことについては、私は公民館長や主事さん、現場の声を聞いて、最後になりますが、教育長が申述されましたが、しっかり現場の声を聞いて、公民館の主事の2人制にしろ、この社会教育士の給料の格差にしろ、現場の声を聞いて、それから再検討なり、また改めて館長さんにも、主事さんにも丁寧に詳しく説明されるということが、大事なことで、就任早々教育長にこういう要望書とか、あるいは質問書が出ること自体が、教育委員会と公民館の現場との間が、不信感があるという一つだと思います。

最後にしっかり現場の声を聞いて、2人制、あるいは社会教育士の給料の格差にしろ、現場の声を聞いてもっと前進してほしいということ、最後に、お聞きしますが、町長改めて答弁お願いします。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） まず、先ほどもおわびを申し上げましたけれども、しっかりと聞いていくという中で、一つだけ、私の立場から言わせていただきますと、教育委員会対公民館という構図ではないと思うんです。

公民館も教育委員会内というものですので、強いて言えば、中央公民館長と、ほかの公民館長、ここの内部でうまく調整とか、話し合いとか、そういうところをきちっと積み上げていかないと、内部でもいろいろなあつれきが生じて、うまく先へ進んでいかないと、ひいてはこれが町民の方々にとっては、マイナスになってしまうところを、しっかりと胸に受け止めて、これから、町長が申されます公民館を拠点とした人づくり、地域づくりに邁進したいとおもいますので、どうか御理解のほうよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） いろいろ話していただきましたが、町長の思いであります、公民館が人づくり、まちづくりの拠点であるということにつきましては、私は反対を言うものではありません。まさしくそのとおりだと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で11番目の通告者、1番、桜下議員の質問は、終わりました。

したがって、一般質問は全て終わりました。

---

## 日程第2. 議案第34号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第2、議案第34号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 一般質問に引き続いて、大変お疲れのことと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、議案第34号となります、吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを上程をさせていただきます。

吉賀町職員の給与に関する条例（平成17年吉賀町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年3月15日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします。総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろし



くお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。

野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第34号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申し上げたいと思います。

最初に、改正理由について申し上げておきたいと思います。

今回、条例中改正をさせていただきたい部分につきましては、昨年11月の臨時会におきまして、期末手当の支給率、これについて改正をさせていただいたところがあるかと思えます。そこまで話が遡るわけなんですけれども、この内容におきましては、国の人事院勧告に基づいて、国家公務員が給与改定を行い、またその内容に準じて、吉賀町では、給与改定を行っていき、こういう流れでございました。

詳細につきましては、先ほど申したとおり、期末手当の支給率につきまして、0.15月分を引き下げるという内容で、昨年11月に改正をさせていただいております。

この内容についてなんですけれども、国の改正内容を正しく申し上げますと、再任用職員以外の職員については、0.15の引下げ、再任用職員については0.10月の引下げという、こういう勧告に基づく国の改定内容ということが、このことが後になって判明をしたという次第でございます。

町の条例改正においては、再任用職員以外の職員並びに再任用職員、これ一律に0.15月の引下げを行っておりました。今回、お示しを上程をさせていただいたのは、その再任用職員につきまして、0.15の引下げではなくて、0.10の引下げ、このように改めさせていただきたい、そういう内容ということで、見ていただければと思います。

それで、お配りしております、議案並びに参考資料、新旧対照表のほうを見ていただければと思います。

新旧対照表のほうで説明を申し上げますが、上の段、上の表を見ていただきますと、令和3年11月30日施行ということで、この改正内容が、今年の臨時会で議決をいただいた部分ということです。ここを100分の57.5とありますところを、100分の62.5と改めさせていただきたい。これは今年の12月1日というところに遡る内容でございます。

それから、その下です。下半分のところなんですけれども、これは未来の未施行部分でございますが、今年の4月1日から施行される部分ということでございまして、表を見ていただきますと、少し分かりにくい表現かと思いますが、これにつきましては、改正の手法といたしましては、昨年上程いたしました、一部改正を、この改正分を改めるという、こういう内容での改正になっております。

その結果として、100分の62.5というところを、100分の67.5に改めるという内容であります。

いずれにいたしましても、再任用職員の期末手当の支給率につきましては、これまでの流れをもう一遍申し上げますと、昨年11月の改正前は1.45月分でした。それから11月の改正の時点で0.15の引下げを行いましたので1.30となりました。そして、今回と同様の引下げ率に改めさせていただきたいというところで、1.35月分という、こういうふうにさせていただきたいという内容でございます。

今回、こうした形で、再上程といえますか、議案のほう提出させていただくことになりました。事務執行に当たりましては、今後十分注意して進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第2、議案第34号吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

○議長（安永 友行君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後3時03分散会